

令和3年度
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

交付申請の手引き

(A)先進事業
(B)オーダーメイド型事業
(D)エネマネ事業

2021年5月

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）」、及びSIIが定める「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程（以下「交付規程」という。）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただきますようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要な応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ ②の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただき、当該金額を国庫に返納します。また、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続きを行うこととしてください。
- ⑤ SIIから補助金の交付決定を通知する前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。
- ⑦ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、当該取得財産等の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。また、その際補助金の返還が発生する場合があります。
なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した機器等の法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める年数）の期間をいう。（以下同じ）
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することという。
- ⑧ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ⑨ SIIは、交付決定後、交付決定した事業者名、補助事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く。）

本書は、令和３年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金」(以下、「本事業」という。)における、**(A)先進事業、(B)オーダーメイド型事業、(D)エネマネ事業の交付申請の方法について説明する手引き**です。

また、本事業では、本書のほか、下図に示す書類も公開されています。
関連する全ての書類等をよくご覧いただいた上で、交付申請を行ってください。
※ 全てSIIホームページ(<https://sii.or.jp/>)内、本事業の「公募情報」よりダウンロードできます。

別途公開	令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 交付規程	
	令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 公募要領	
本書	令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 交付申請の手引き (A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業	
別途公開		令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 交付申請の手引き (C)指定設備導入事業
		令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (別冊) 交付申請様式
		令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 (別冊) 補助事業ポータル
		令和３年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金 省エネルギー量計算の手引き (生産設備)【指定計算・独自計算】/(ユーティリティ設備)【独自計算】/【指定計算(〇〇)】※(〇〇)に設備名

■ 本補助金を申請する際の注意事項

1. 交付申請することで補助金の交付が確定するわけではありません。
2. 交付申請後にSIIの審査があります。審査の過程で不備や不足が判明した場合、SIIからの不備解消依頼にご対応いただく必要があります。スムーズな審査のため、【公募要領】、【交付申請の手引き】(本書)、ほか関連する書類をよく読み、不備や不足のない書類を提出していただくようご協力をお願いします。
3. 交付申請にあたってはSIIが提供するシステム「補助事業ポータル」を使用します。
4. 交付申請においては、省エネルギー計算が必要です。
5. 事業者は、交付決定を受けた後に実績報告書を提出し、事業完了した後に成果報告書（１年間の省エネルギー実績等）を提出する必要があります。また、更新後に補助対象設備の使用エネルギー量を実測するため、設備によっては別途計測器等が必要となる場合もあります。予めご了承ください。

■ 更新履歴

No.	版番	更新日	更新ページ	更新内容
1	1.0	2021/05/27	-	新規作成

交付申請の手引き

(A)先進事業 (B)オーダーメイド型事業 (D)エネマネ事業

補助金を申請及び受給される皆様へ
本書について

第1章 申請する前に

1-1	交付申請の流れ	 P.5
1-2	公募要領の確認	 P.7
1-3	申請単位について	 P.9
1-4	申請パターンについて	 P.11
1-5	共同申請について	 P.14
1-6	複数年度事業について	 P.15

第2章 申請要件の具体的な確認手順

2-1	申請要件の具体的な確認手順	 P.17
-----	---------------	------------

第3章 添付資料

3-1	提出書類について	 P.23
3-2	添付資料の詳細	 P.27

第4章 その他の事項について

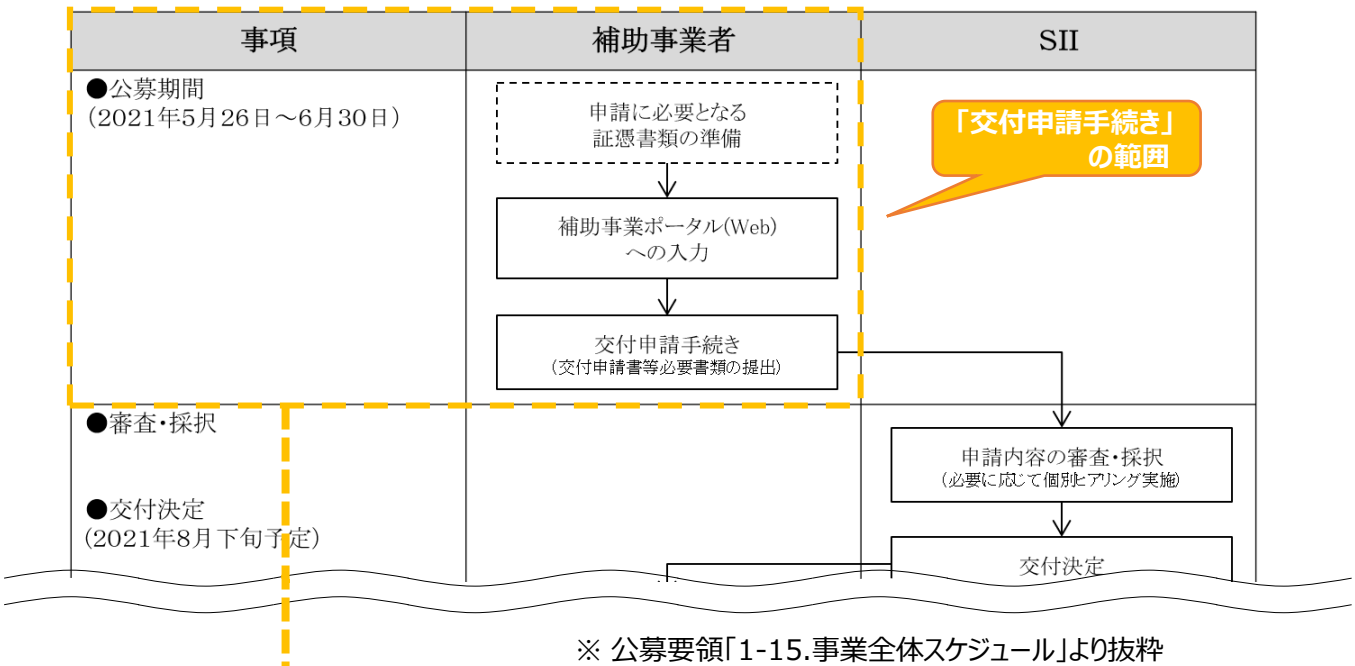
4-1	交付申請までの残手順	 P.55
4-2	着工前写真の撮影について	 P.57
4-3	見積依頼・競争入札	 P.59

第 1 章 申請する前に



1-1 交付申請の流れ

本書で説明する交付申請手続きの手順は、以下のとおりです。
本事業の全体スケジュール(交付申請から交付決定、及び交付決定後、補助金交付まで)については、公募要領「1-15.事業全体スケジュール」を確認してください。



交付申請手続きの手順

公募要領、交付申請の手引き等の確認

- ・公募要領、交付申請の手引き(本書)等をよく読み、事業内容を理解する。
→P.7「1-2 公募要領の確認」参照

更新する設備・システム等を検討

- ・既存設備の能力と稼働条件を踏まえて導入する補助対象設備を検討する。

見積を取得

- ・見積書を取得する。
→P.12「組み合わせで申請する際の注意事項」の「見積について」参照

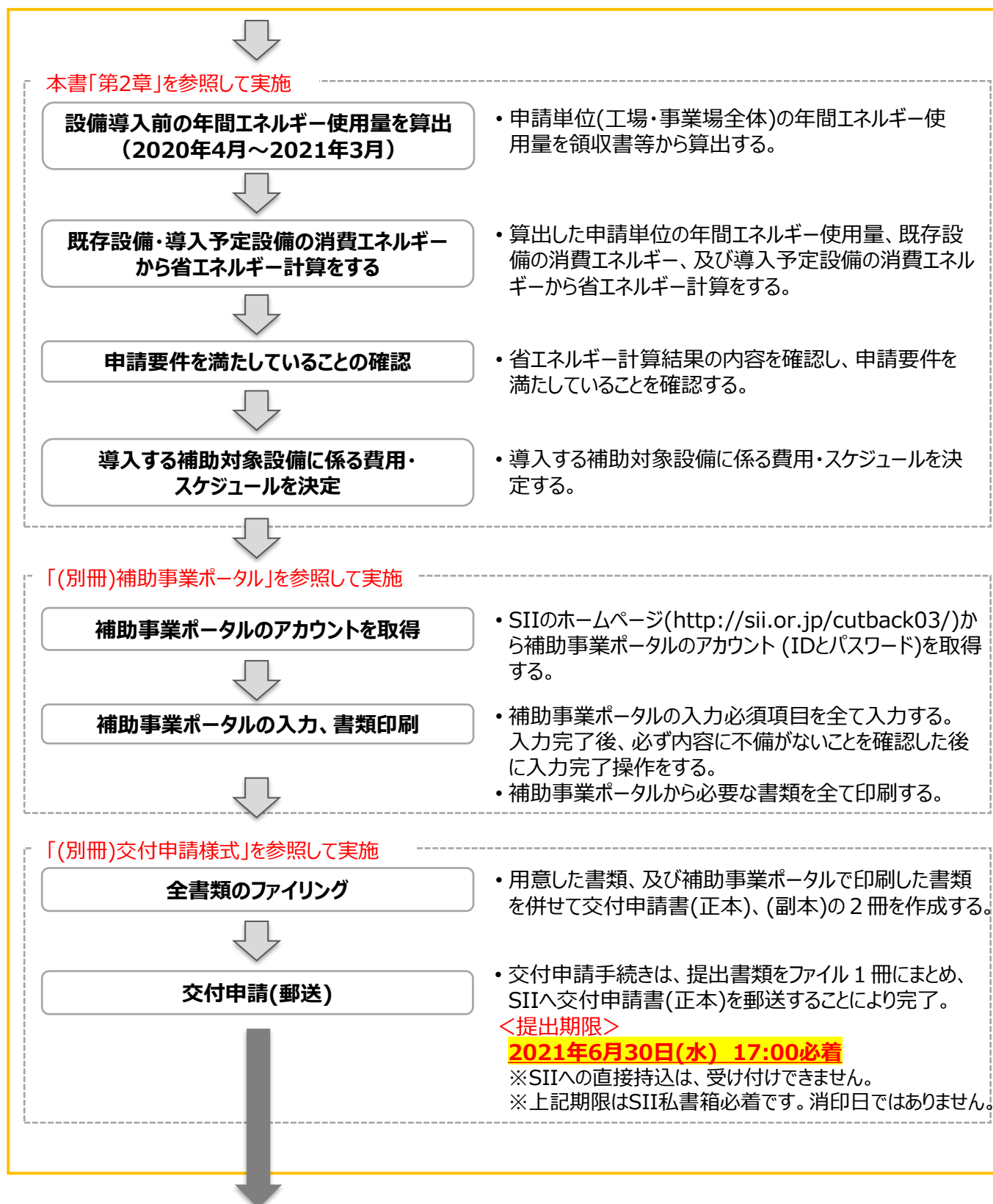
申請パターンを検討

- ・申請パターンを検討する。
→P.11「1-4 申請パターンについて」参照

交付申請に必要な書類の収集・作成

- ・商業登記簿謄本やエネルギー実績の証書類等、申請に必要な書類を収集し、該当する添付資料を作成。
→P.23「3-1 提出書類について」参照

次ページに続く



SIIの審査を経て、交付決定へ

※ 以降の手順の詳細については、交付決定後、
交付決定を受けた補助事業者に向けて案内があります。

1-2 公募要領の確認

本事業は、昨年度までの「区分Ⅰ.工場・事業場単位」、「区分Ⅱ.設備単位」で実施されたエネルギー使用合理化等事業者支援事業から制度が大幅に変更されています。申請にあたっては、公募要領(及び本事業の交付規程)を必ずよく確認してから手続きを開始してください。

特に確認すべき公募要領の参照箇所

● 補助対象となる事業・事例、設備、及び経費		
対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業	本事業において補助金交付の対象となる事業の要件	・ 1-4.補助対象事業
	補助対象と認められない場合	・ P.11「補助対象事業と認められない場合」
補助対象設備	本事業による補助を受けられる設備と基準値、及び要件	・ 2-1.(A)先進事業 ➡P.8参照 ・ 3-1.(B)オーダーメイド型事業 ・ 4-1.(C)指定設備導入事業 ➡P.8参照 ・ 5-1.(D)エネマネ事業
補助対象経費	本事業による補助を受けられる経費の範囲	・ 1-11.補助対象経費
補助金額	本事業による補助金額	・ 1-12.補助率及び補助金限度額
● 補助対象となる事業者、及び申請手続きを行える者		
対象	確認事項	公募要領 参照箇所
補助対象事業者	本補助金の交付申請をする者の要件(本事業による補助を受けられる者)	・ 1-5.補助対象事業者
申請手続きを行える者	補助事業者	・ 1-5.補助対象事業者
	共同申請者	・ 1-5.補助対象事業者(P.12③、P.16) ※ 本書「1-5共同申請について」も併せて確認してください。
	手続担当者	・ 7-3.申請の手続担当 ※ 「エネマネ事業」を含む申請の場合は、エネマネ事業者はエネルギー管理支援サービス契約を締結する補助事業者からの求めに応じて手続きを行うこと。
● 本事業への申請単位 ※公募要領と併せて、本書「1-3 申請単位について」も参照してください。		
要件項目	確認する内容	公募要領 参照箇所
基本の申請単位	原則、エネルギー管理を一体で行う事業所単位	・ 1-6.申請単位
その他の申請の仕方について	工場・事業場間一体省エネルギー事業	・ 1-7.工場・事業場間一体省エネルギー事業
	複数事業者の連携事業	・ 1-8.複数事業者の連携事業(連携省エネルギー計画の認定制度)
● 省エネルギー効果の考え方		
➡ 公募要領内の「各区分の概要」「省エネルギー要件」を参照してください。		

【補足】補助対象設備の検索方法

補助対象設備(a)(c)は、SIIホームページ上で確認できます。
設備の検索画面のイメージ、及び検索方法は以下の通りです。
事業ページURL: <https://sii.or.jp/cutback03/>

令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業

その他の事業 +

省エネ

事業トップ >

新着情報一覧 >

公募情報 >

公募説明 >

先進設備・システムの公募について >

先進設備・システムの採択結果について >

先進設備・システムの補助対象設備検索 >

エネマネ事業者公募について >

エネマネ事業者検索 >

指定設備の製品型番登録 >

指定設備の補助対象設備一覧 >

お問い合わせ >

<令和3年5月26日（水）更新>

お問い合わせ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部

(A) 先進事業 ☎ 03-5565-3840

(B) オーダーメイド型事業
(D) エネマネ事業 ☎ 03-5565-4463

(C) 指定設備導入事業
ナビダイヤル ☎ 0570-055-122
IP電話からのご連絡 ☎ 042-303-4185

(A) ~ (D) の各事業へお電話でのお問い合わせの際は、連絡料がかかりますのでご注意ください。
受付時間 平日10:00~12:00、13:00~17:00（土曜、日曜、祝日を除く）

※ お問い合わせフォームをご利用の際は、お問い合わせ内容の本文に、該当の事業区分（A~D）を必ずご記載ください。

お問い合わせフォームはこちら →

※事業ページTOP画面抜粋(イメージ)

①(a)先進設備・システムの検索方法

ホーム > 令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業 > 【(A)先進事業】 先進設備・システム補助対象設備一覧

『(A)先進事業』先進設備・システム補助対象設備一覧

補助対象設備として採択された先進設備・システムを検索できます。

※先進設備・システムの詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認いただくか、メーカーへお問い合わせください。
※補助対象設備であっても、交付決定前に補助対象設備等の契約・発注を行った場合は補助対象外となりますのでご注意ください。
※掲載されている先進設備の部類は、見直すことがあります。

令和3年5月26日時点

※必ず、申請前に申請する製品が登録されているかをご確認下さい。

メーカー一覧から検索する 条件を指定して検索する

※メーカー名は「株式会社」「有限会社」を除く五十音順で表示しております。

↑先進設備・システムの補助対象設備検索画面(イメージ)

上記画面の①[先進設備・システムの補助対象設備検索]をクリックして表示される画面(左図)から、導入設備を検索できます。

※ 検索方法は、「メーカー一覧から検索する」と「条件を指定して検索する」の2つがあります。

※ 各設備の「詳細」をクリックすると登録したメーカーが作成した「公開用概要書」がPDFで出力され、設備詳細を確認できます。

②(c)指定設備の検索方法

ホーム > 令和3年度 先進的省エネルギー投資促進支援事業 > 【(C)指定設備導入事業】 補助対象設備一覧

『(C)指定設備導入事業』補助対象設備一覧

【(C)指定設備導入事業】の補助対象設備を検索できます。

※製品の詳細仕様については、メーカーの製品情報をご確認いただくか、メーカーへお問い合わせください。
※補助対象設備であっても、交付決定前に補助対象設備等の契約・発注を行った場合は補助対象外となりますのでご注意ください。

令和3年5月26日時点

※補助対象設備については、随時追加登録をしています。必ず、申請前に申請する製品が登録されているかをご確認下さい。
※低炭素工業では製品型番登録を行っています。申請を検討されている方は、公開要領をご確認ください。

メーカー一覧から検索する 条件を指定して検索する

設備区分を選択してください。

↑指定設備の補助対象設備一覧画面(イメージ)

上記画面の②[指定設備の補助対象設備一覧]をクリックして表示される画面(左図)から、導入設備を検索できます。

※ 検索方法は、「メーカー一覧から検索する」と「条件を指定して検索する」の2つがあります。

1-3 申請単位について ※公募要領「1-6.申請単位」参照

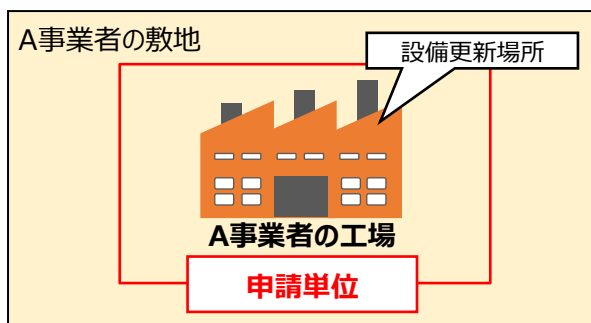
申請単位について以下に説明します。

基本の申請単位について

本事業における申請単位は、**原則、「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」**となります。

「エネルギー管理を一体で行う事業所単位」とは、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理し、エネルギーコストを把握している範囲を指します。

- ※ 省エネ法に基づき、定期報告書を提出している場合、定期報告書内の事業所単位で申請すること。
- ※ 定期報告書を提出していない場合、電気・ガス・油等のエネルギー契約を行う事業所単位で申請すること。
- ※ エネルギー管理を一体で行う事業所が、複数の事業者の共同管理である場合は、エネルギー管理を一体で行っている全ての事業者による共同申請とすること。また、導入設備の所有者と使用者が異なる場合、設備の所有者と使用者が共同申請とすること。

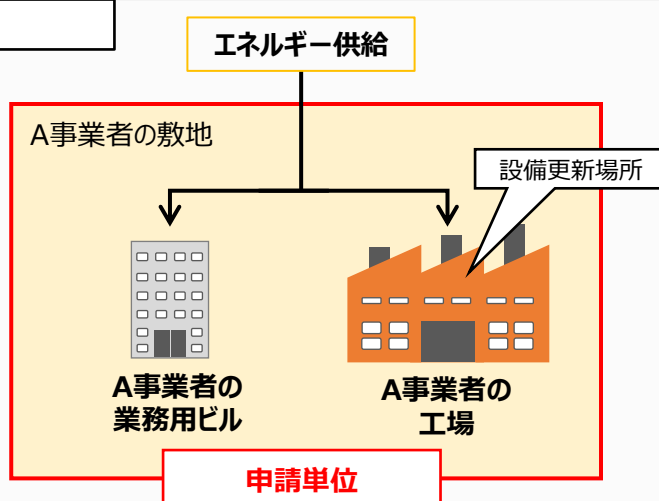


【ケース①】敷地内に複数の建物があるとき

工場と業務用ビルが敷地内に併設され、両方の建物のエネルギー使用量を一元的に管理している場合。



工場（設備更新を実施する建物）と業務用ビル（設備更新は実施しない建物）を含む敷地内すべてが、申請単位となります。

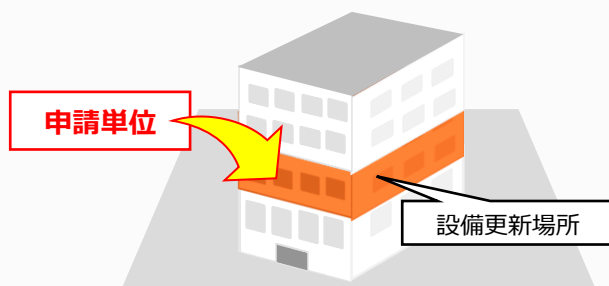


【ケース②】商業用ビル

商業用ビルの1フロアを借りている事業者で、エネルギー使用量が1フロアで算出できる場合。



商業用ビル1フロアが、申請単位となります。



その他の申請単位について

「基本の申請単位」以外に、工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業に見られる代表的なパターンを、次ページに記載します。

公募要領P.32「【付録】工場・事業場間一体省エネルギー事業、複数事業者の連携事業の申請例」と併せて、参照してください。

[ケース③] 工場・事業場間一体省エネルギー事業／連携事業

複数の事業所に供給されているエネルギーを統合し、ユーティリティ設備の共有により省エネを実施する場合や、複数の事業所の生産ラインを集約し省エネを実施する事業＝「**工場・事業場間一体省エネルギー事業**」

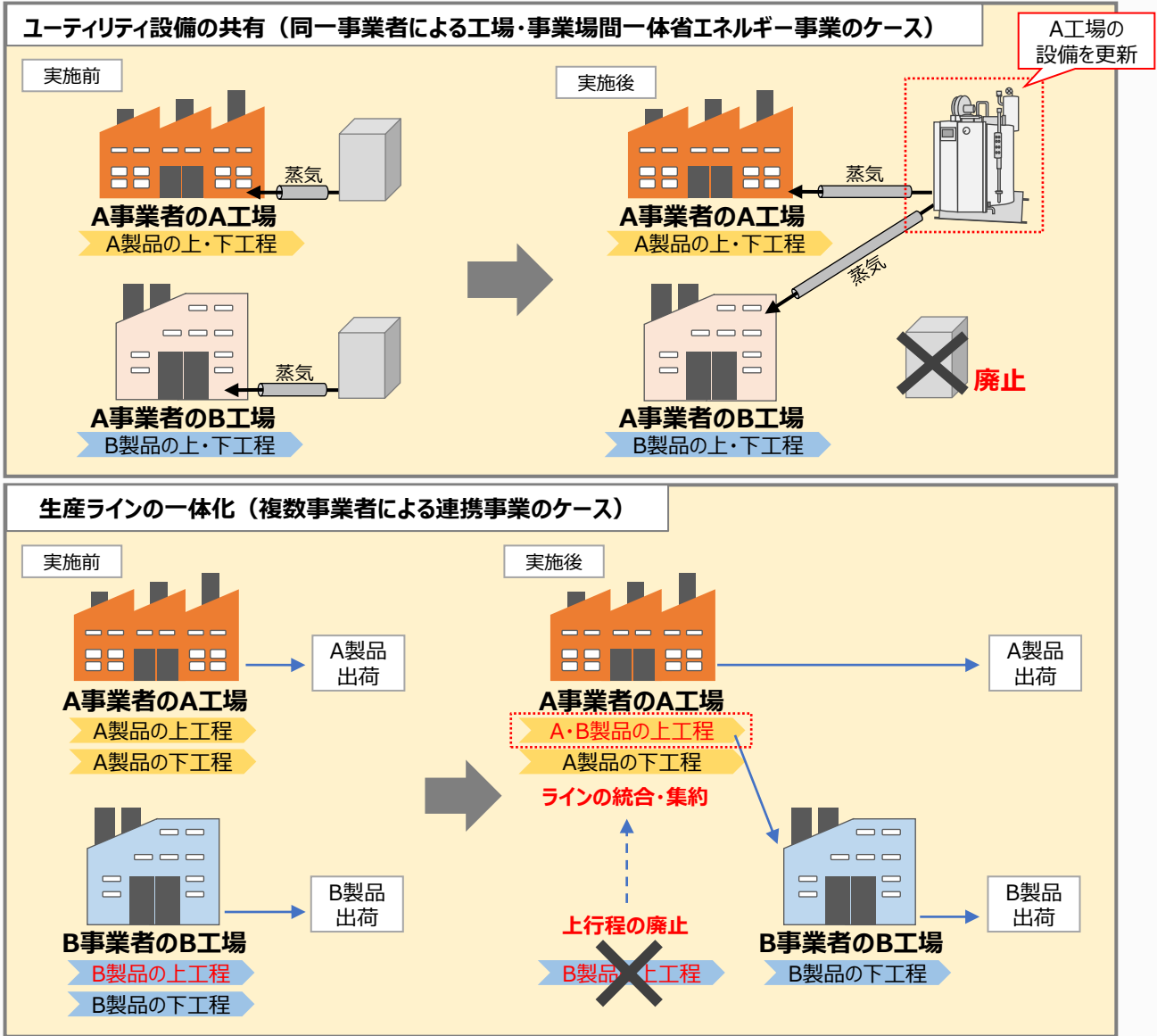
複数事業者で実施する、工場・事業場間一体省エネルギー事業＝「**連携事業**」



実施する全ての既存工場等の合計が申請単位となります。

- ※ 既存の複数の事業所のエネルギー使用量全てを合算し、これを 1 つの申請単位としてください。
- ※ 同一事業者の工場・事業場間一体省エネルギー事業の詳細については、公募要領「1-7.工場・事業場間一体省エネルギー事業」を参照してください。
- ※ 複数事業者の**連携事業**の詳細については、公募要領「1-8.複数事業者の連携事業(連携省エネルギー計画の認定制度)」を参照してください。

以下のケースの申請単位は、**A工場 + B工場**



1-4 申請パターンについて ※公募要領「1-10.申請パターン」参照

補助対象設備である(a)先進設備・システム、(b)オーダーメイド型設備、(c)指定設備、(d)EMS機器は、**単独で申請するほか、複数の事業区分の設備を組み合わせることで申請することができます。**設備を組み合わせる場合は、1つの補助事業として1通の交付申請書を作成して提出します。

本項では、申請する事業区分の決定方法、及び設備を組み合わせる申請の際の注意事項について、説明します。

申請する事業区分の決定方法

申請する事業区分を決定手順

手順1 導入予定設備が補助対象設備か確認

- ・公募要領を確認し、導入予定の設備が補助対象設備であるかを確認する。

手順2 設備毎に省エネルギー量を算出

- ・設備毎に省エネルギー量を算出する。

手順3 事業全体の省エネルギー量を算出

- ・手順2で算出した設備毎の算出結果を足し上げ(dは除く)、1つの補助事業として事業全体の省エネルギー量を算出する。

手順4 申請要件を満たす事業区分を確認

- ・公募要領で各事業区分の申請要件を確認する。(投資回収年数、及び省エネルギー効果の要件等)

交付申請を開始

- ・手順4で申請要件を満たした事業区分で申請する。

※ 設備(d)を組み合わせる申請の場合は、設備(d)のみの省エネルギー効果を算出し、事業区分(D)の要件を満たしてください。

(手順4)申請要件の公募要領内の参照先

◆ 事業区分(A)先進事業

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 2-2.(A)の省エネルギー効果の要件

◆ 事業区分(B)オーダーメイド型事業

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 3-2.(B)の省エネルギー効果の要件

◆ 事業区分(C)指定設備導入事業

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 4-2.省エネルギー効果について

事業区分(C)となる申請は、設備(c)のみを導入する場合です(事業区分(C)の単独申請)。

⇒申請方法については、別冊「交付申請の手引き(C)指定設備導入事業」を参照してください。

◆ 事業区分(D)エネマネ事業

- ・ 1-4.補助対象事業
- ・ 5-3.申請要件

組み合わせる申請の際の注意事項

事業区分(A)や(B)の高い省エネルギー効果の要件を満たすために、補助対象設備を組み合わせる申請することが認められますが、以下の点に注意してください。

(a)先進設備・システム

- 事業全体で事業区分(A)の省エネルギー効果の要件を満たす場合のみ、設備(a)の補助対象経費は事業区分(A)の補助率となります。組み合わせた設備(b)は事業区分(B)の補助率、設備(c)は定額補助となります。
- 設備(b)に設備(a)を組み合わせても、事業区分(B)の省エネルギー効果の要件しか満たさない場合は事業区分(B)で申請することとなります。この場合、設備(a)は設備(b)の補助対象設備の要件(設計が伴うこと)を満たす必要があります。補助率は、設備(a)(b)とも事業区分(B)が適用されます。(具体例③を参照)

(c)指定設備

- 設備(c)はいずれの組み合わせであっても、定額補助となります。
- 設備(c)を設備(a)(b)(d)と組み合わせる場合は、申請者が各自の計算ロジックで省エネルギー量を算出する方法(独自計算)を必ず用いる必要があります。以下、手引きを参照してください。
 - ➡別冊「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」
 - ➡別冊「省エネルギー量計算の手引き(生産設備)【指定計算・独自計算】」

(d)EMS機器

- (d)EMSは設備(a)(b)(c)と組み合わせであっても、(d)EMSのみで省エネルギー率を算出し、事業区分(D)の省エネルギー効果の要件を満たす必要があります。

見積について

- 見積書は(a)(b)(c)(d)の補助対象設備ごとに取得し、補助対象経費の内訳を補助対象内外分けて作成してください。
- 設備(c)の見積については、以下、手引きを参照してください。
 - ➡別冊「交付申請の手引き (C)指定設備導入事業」P.16～P.20設備(c)以外の設備(a)(b)(d)の見積については、参考見積でも可能です。

ファイリングについて

- 提出書類のファイリングの順番は、提出書類一覧の文書番号の順でファイリングしてください。
提出書類一覧は、「別冊 交付申請様式」を参照してください。
- 事業区分(D)を他の事業区分に組み合わせる申請の際は、事業区分は別ですが一つのファイルにまとめてファイリングしてください。

申請パターンの具体例

具体例① 設備(a)を単独申請する場合

設備(a)を導入する場合

- ・事業区分(A)の申請要件を満たすことを確認。
- ・事業区分(A)の申請要件を満たす場合。
⇒事業区分(A)で申請をする。
 - ・設備(a)は事業区分(A)の補助率が適用される。

具体例② 設備(a)(d)を組み合わせて申請する場合

設備(a)(d)を導入する場合

- ・設備(a)で事業区分(A)の申請要件を満たすこと、及び設備(d)で事業区分(D)の申請要件を満たすことを確認する。
- ・事業区分(A)(D)の申請要件を満たす場合。
⇒事業区分(A)、事業区分(D)で申請をする。
 - ・設備(a)は、事業区分(A)の補助率が適用される。
 - ・設備(d)は、事業区分(D)の補助率が適用される。

具体例③ 設備(a)(b)(c)を組み合わせて申請する場合

設備(a)(b)(c)を導入する場合

- ・事業全体で事業区分(A)の申請要件を満たすことを確認。
- ・事業区分(A)の申請要件を満たす場合。
⇒事業区分(A)で申請をする。
 - ・設備(a)は、事業区分(A)の補助率が適用される。
 - ・設備(b)は、事業区分(B)の補助率が適用される。
 - ・設備(c)は、事業区分(C)の定額補助が適用される。
- ・事業区分(A)の申請要件は満たさないが、事業区分(B)の申請要件を満たす場合。
※ 設備(a)が設計を伴う設備(b)の補助対象設備の要件を満たすこと。
(設備(a)が設備(b)の補助対象設備の要件を満たさない場合は補助対象外となる。)
⇒事業区分(B)で申請をする。
 - ・設備(a)は、事業区分(B)の補助率が適用される (設備(a)ではなく、設備(b)として申請する)。
 - ・設備(b)は、事業区分(B)の補助率が適用される。
 - ・設備(c)は、事業区分(C)の定額補助が適用される。

1-5 共同申請について

※公募要領「1-5.補助対象事業者」▶「共同申請に該当する申請」参照

共同申請は、交付決定を受けてから補助事業の完了まで、及び補助事業の完了後も処分制限期間の間、共同で補助事業を実施します。共同申請の主な該当ケース、及び該当しないケースを以下に示します。
詳細については、公募要領P.16「導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合」をご覧ください。

主な共同申請に該当するケース

- 導入する補助対象設備の所有者と使用者が異なる場合
※ リース事業者、及びESCO事業者を利用して申請する場合等
- 複数の事業者の事業所でエネルギーを一体管理している場合

主な共同申請に該当しないケース

公募要領P.18「共同申請に該当しない申請」を併せてご覧ください。

- **商業用ビル等にて店子として事業を行っている場合**
原則、建物・設備の所有者が申請者となります(下表の①)。但し、②、③の場合は、店子が申請者となります。

＜申請パターン(例)と提出書類＞

No.	建物所有者	設備所有者 (エネルギー 管理者)	設備使用者	申請者	提出書類
①	ビル所有者	ビル所有者	店子	ビル所有者	店子との契約書等の写し(※1)
②		店子	店子	店子	設備設置承諾書(※2)
③		店子	他のエネルギー使用者	店子	① 設備設置承諾書(※2) ② 店子と他のエネルギー使用者との 契約書等の写し

※1 設備所有者とエネルギー管理者が異なり、店子がエネルギー管理者である場合は、店子も共同申請者として申請してください。

※2 ビル所有者が、所有の建物等に店子による設備設置を承諾する書類で、ビル所有者の押印が必要です。

詳細については、P.49「添付25 設備設置承諾書」を参照してください。

信託財産として設備を導入する場合

- **導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合**
設備の所有者である「信託会社等(受託者)」、「投資会社等(受益者)」、及び「設備の使用者」等、信託に関わる全ての者による共同申請を行ってください(「投資会社等(受益者)」を共同申請の範囲に必ず含めてください)。
※ 導入する補助対象設備の所有者が信託会社である場合、店子が信託会社から設備設置承諾書を取得して単独で申請を行っても、受け付けることはできません。注意してください。
- **導入する補助対象設備の所有者が店子である場合**
上記「共同申請に該当しないケース」内の表＜申請パターン(例)と提出書類＞②、③の場合と同様に、店子を申請者としてください。

1-6 複数年度事業について ※公募要領「1-9.複数年度事業」参照

複数年度事業の場合、事業計画書(事業全体の計画書)と実施計画書(今年度の計画書)を提出する必要があります。また本事業は、事業区分(A)(B)(D)のいずれかの申請要件を満たす必要があります。

●補助対象経費、補助金について

- ・原則として補助対象経費が1.5億円以上の事業である。
- ・「事業計画書」は初年度から最終年度までの金額を記載すること。
- ・「実施計画書」は提出年度のみ金額を抜粋して記載すること。
- ・最終年度まで事業を継続すること。
※ 最終年度の完了までに事業を取りやめた場合は、既に交付した補助金の返還が必要となることがある。

●工事範囲等について

- ・実施年度別の事業範囲を明確にするため、初年度から最終年度までの年度ごとの工事範囲が分かるように記載すること。
※ 各事業の提出書類の「新設備の配置図」、及び「旧設備の撤去範囲」

●支払について

- ・前払い等を行う場合は、各年度事業完了の時点で費目ごとの支払いに応じた成果品があること(材料の購入のみは不可)。
※ 翌年度以降に検収する契約一時金や前払金は補助対象外となる。
※ 各年度の事業完了日から次年度の交付決定日までの期間は、事業に着手することはできない。

●組み合わせ申請時の留意事項

- ・事業区分(A)もしくは(B)と(D)を組み合わせで申請した場合は、事業全体の補助金上限額は、組み合わせた事業区分とエネマネ事業それぞれの上限額の合計額となる。
- ・設備(c)を事業区分(A)、又は(B)で申請する場合は、設備(c)の補助対象経費(設備費)の導入及び検収・支払いは採択初年度に全て完了すること。



年度またぎ事業の申請の場合は、必ず事前にSIIへご相談ください。

第2章 申請要件の 具体的な確認手順



2-1 申請要件の具体的な確認手順

申請要件の具体的な確認手順を示します。

申請要件の具体的な確認手順

事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量を集約・把握

<申請単位の特定及び事業所範囲の把握>

申請単位をP.9「1-3 申請単位について」にて確認し、事業所内で使用する全てのエネルギーを一元的に管理している範囲を確認し、エネルギーコストを把握してください。

<申請単位の範囲内全ての年間エネルギー使用量を集約・把握>

エネルギー供給会社からの領収書にはエネルギー使用量と金額が記載してあります。

更新設備以外が使用しているエネルギーも含め、2020年4月から2021年3月まで各月の領収書から年間エネルギー使用量を算出し、エネルギー使用量の集約・把握をしてください。

※ エネルギー管理指定工場等の場合、2019年度(2019年4月から2020年3月までのエネルギー使用量の実績データ)定期報告書の写し等(使用状況届出書)でも可能です。

※ 集約した2020年度(実績)の燃料種別毎エネルギー使用量、及び2020年度の工場・事業所単位のエネルギーコストは、各事業提出書類の「エネルギー使用量の原油換算表」の該当箇所に転記してください。

※ エネルギー使用量は、エネルギー種別により単位が異なります。

例) 電気の単位 kWh(キロワットアワー)

ガス(都市ガス等)の単位 m³(立方メートル)

灯油の単位 kl(キロリットル)等



既存設備・導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出する

<既存設備の年間エネルギー使用量を算出>

既存設備の年間エネルギー使用量は、実測値が望ましいですが、申請時点で実測値がない場合は以下の式を参考に合理的に算出してください。

既存設備の 消費エネルギー [kW]、[kl/h]、[m ³ /h]等	×	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">稼働条件</th></tr> <tr> <td data-bbox="635 1419 849 1512"> 年間稼働時間 [h]等 </td><td data-bbox="913 1450 949 1481">×</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1035 1419 1292 1512"> その他の稼働条件 (負荷率等) [%]等 </td><td></td> </tr> </table>	稼働条件		年間稼働時間 [h]等	×	その他の稼働条件 (負荷率等) [%]等	
稼働条件								
年間稼働時間 [h]等	×							
その他の稼働条件 (負荷率等) [%]等								

※ 既存設備の消費エネルギーは、「既存設備のカタログ、仕様書等の値」を用いてよい。

※ 稼働時間等は、既存設備の「運転管理日誌等の値」に基づくことが望ましい。

※ 算出後、既存設備の年間エネルギー使用量と事業所全体の年間エネルギー使用量を比較して妥当性を確認すること。

<導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出>

既存設備と同様に、導入予定設備の年間エネルギー使用量を算出してください。導入予定設備の稼働条件(年間稼働時間、その他の稼働条件)は、原則、既存設備の稼働条件を用いてください。

※ 導入予定設備の消費エネルギーは、「導入予定設備のカタログ、仕様書等の値」で確認してください。

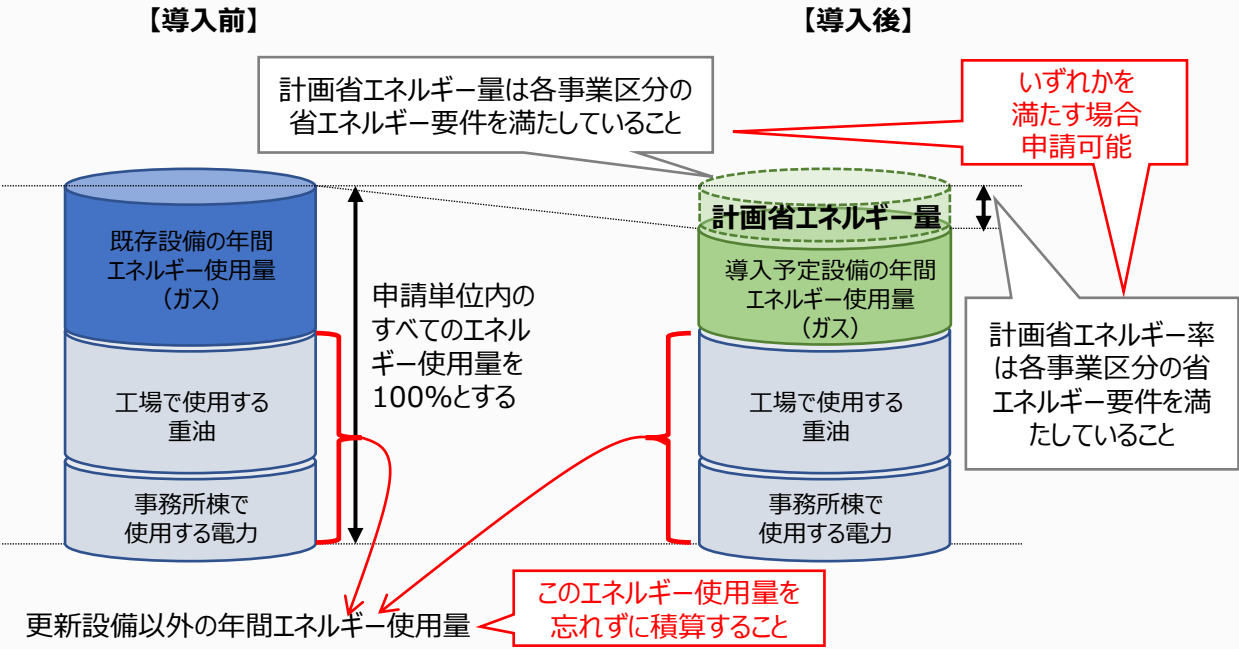
交付申請に必要な省エネルギー計算をする

以下省エネルギー効果の要件を、算出した「事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量」、「既存設備・導入予定設備の年間エネルギー使用量」を用いて各項目を算出してください。

※ エネルギー使用量は、公募要領P.79「【付録】原油換算係数表」を用いて熱量換算した上でその合計を原油換算してください。

※ エネマネ事業は、P.21「(D)エネマネ事業の省エネルギー率について」も併せて参照してください。

<計画省エネルギーの考え方>



計画省エネルギー量[k l]、及び計画省エネルギー率[%]は以下の式で算出してください。

計画省エネルギー量[k l] = 事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[k l]
－事業所全体の事業実施後の年間エネルギー使用量[k l]

※ 計画省エネルギー量の設備性能の裕度(安全率)設定は公募要領P.30を参照してください。

計画省エネルギー率[%] =
$$\frac{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[k l]} - \text{事業実施後の年間エネルギー使用量[k l]}}{\text{事業所全体の事業実施前の年間エネルギー使用量[k l]}}$$

- 導入前の事業所の範囲内全ての年間エネルギー使用量から計画省エネルギー量を差し引いた値を燃料種別毎に各事業提出書類「エネルギー使用量の原油換算表」の2022年度(導入後)の該当箇所に入力します。これより、先ほど入力した2020年度(実績)と比較した省エネルギー量、省エネルギー率および燃料評価単価が自動計算されます。

➤ 確認

計画省エネルギー量、及び計画省エネルギー率が申請要件を満たすことを確認してください。



残りの申請要件を確認する

燃料評価単価、投資回収年数、経費当たり計画省エネルギー量を以下の式で算出してください。

※ 補助対象経費は、補助対象設備に係る設計費、設備費、工事費です。詳細は、公募要領「1-11. 補助対象経費」を参照してください。

$$\text{燃料評価単価}[\text{円}/\text{k l}] = \frac{\text{2020年度の事業所単位のエネルギーコスト}[\text{円}]}{\text{同期間の事業所単位のエネルギー使用量}[\text{k l}]}$$

$$\text{投資回収年数}[\text{年}] = \frac{\text{補助対象経費}[\text{円}]}{\text{計画省エネルギー量}[\text{k l}/\text{年}] \times \text{燃料評価単価}[\text{円}/\text{k l}]}$$

$$\text{経費当たり計画省エネルギー量}[\text{k l}/\text{年} \cdot \text{千万円}] = \frac{\text{計画省エネルギー量}[\text{k l}/\text{年}]}{\text{補助対象経費}[\text{千万円}]}$$

➤ 確認

投資回収年数、及び経費当たり計画省エネルギー量が申請要件を満たすことを確認してください。



補助率、補助金額(定額)、及び補助金限度額を確認する

補助率、補助金額(定額)、及び補助金限度額の詳細は、公募要領「1-10.申請パターン」、「1-12.補助率及び補助金限度額」を参照してください。

➤ 確認

該当する補助率、補助金額(定額)、及び補助金限度額の確認をしてください。



導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定する

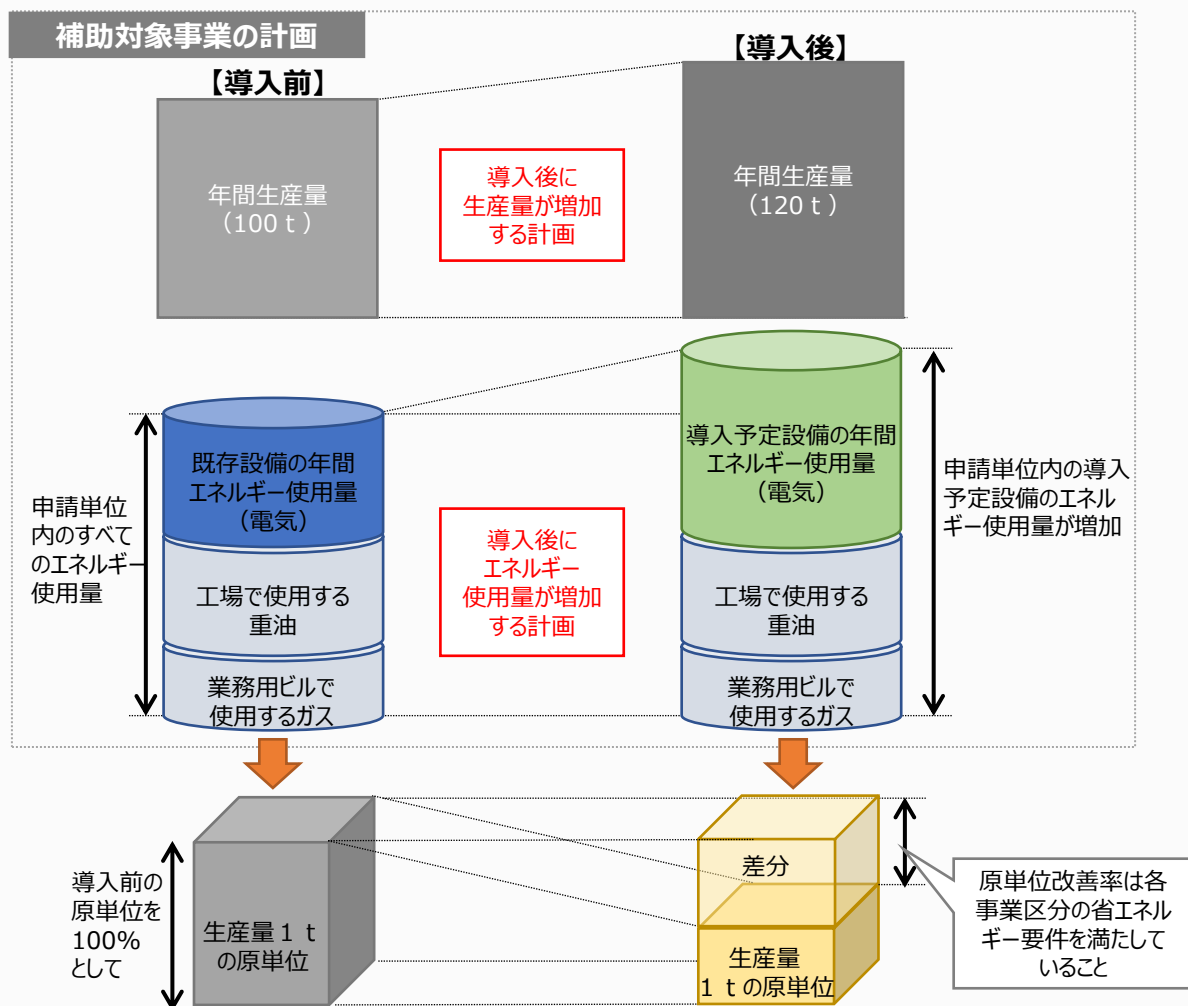
導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定の上、提出が必要な書類の「事業スケジュール」を作成してください。



各要件を満たすことが確認できたら交付申請を開始

計画エネルギー消費原単位改善率について

<計画エネルギー消費原単位改善率の考え方>



計画エネルギー消費原単位改善率[%]を以下の式で算出してください。

$$\text{エネルギー消費原単位} = \frac{\text{事業所全体の年間エネルギー使用量}}{\text{生産量}}$$

$$\text{原単位改善率}[\%] = \left(1 - \frac{\text{事業実施後のエネルギー消費原単位}}{\text{事業実施前のエネルギー消費原単位}} \right) \times 100$$

エネルギー消費原単位改善率で申請する事業は、以下の留意事項を満たしてください。

- エネルギー消費原単位改善の要件は、基準となる実績年度との比較において、設備更新後の生産量が増加し、かつエネルギー使用量が増加する場合のみ申請が可能。
- 生産量は、生産物の量(トン等)であること。※延床面積(及び売上高等)は使用することが出来ない
- 更新設備は、生産活動に直接関係する設備であること。
- 5年間の成果報告の間に、生産量が申請時の実績を超えた上で、原単位の改善を達成すること。



エネルギー消費原単位改善率の申請の場合は、必ず事前にSIIへご相談ください。

設備(c)を組み合わせて申請する際の省エネルギー効果について

設備(c)を設備(a)(b)(d)と組み合わせる場合は、申請者が各自の計算ロジックで省エネルギー量を算出してください(独自計算)。独自計算の詳細については以下、手引きを参照してください。

- ➡別冊「省エネルギー量計算の手引き【ユーティリティ設備】独自計算」
- ➡別冊「省エネルギー量計算の手引き【生産設備】指定計算・独自計算」

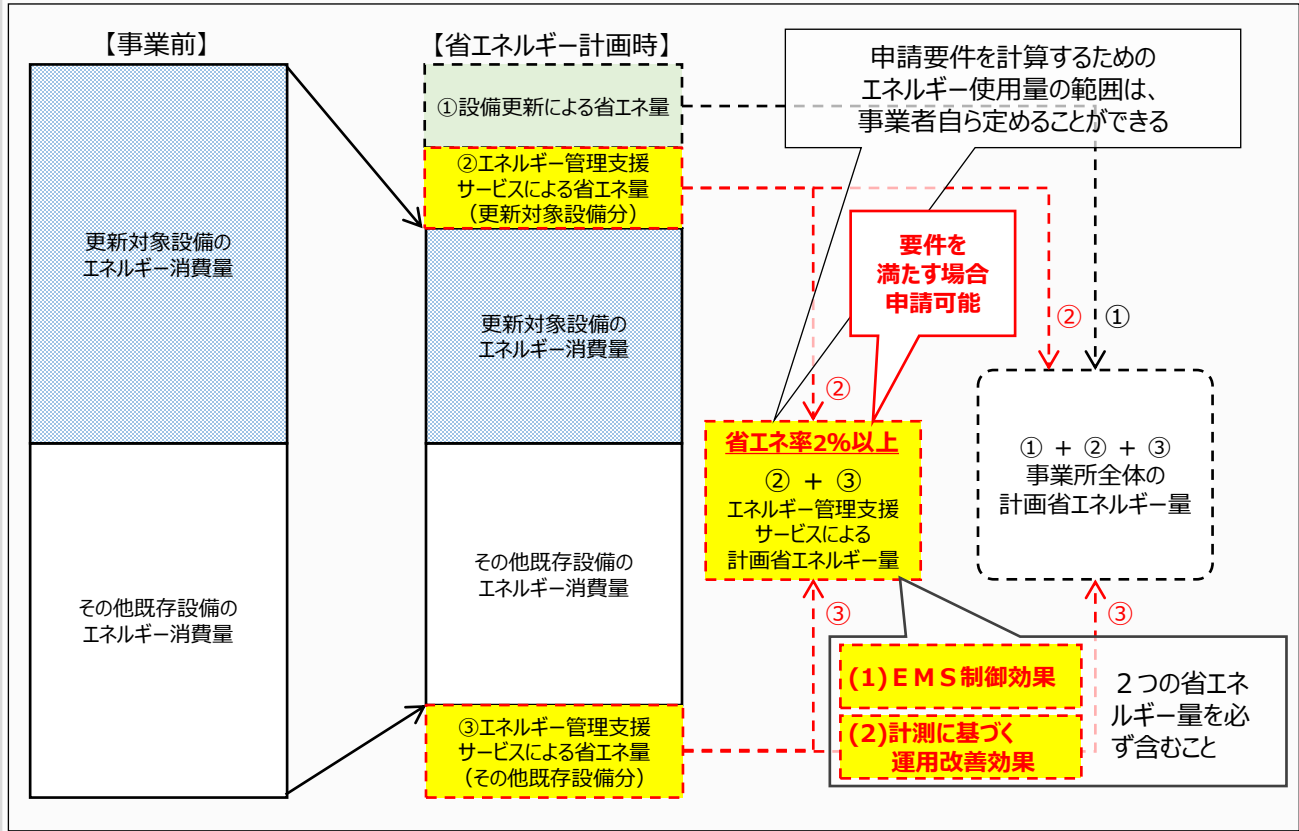
産業用モータ、及び調光制御設備の独自計算の際は、以下留意してください。

- ・ **産業用モータ**
原則、補機類等のエネルギー使用量は含めないでください。
但し、産業用モータ(モータ単体、ポンプ、圧縮機、送風機)の申請においては、モータの更新による省エネルギー効果に加えて、インバータ制御効果を見込んだ省エネ計算を行ってください。
- ・ **調光制御設備**
高効率な照明器具への更新による省エネルギー効果に加えて、調光制御による省エネルギー効果を見込んだ省エネルギー計算を必ず行ってください。調光制御効果係数※が把握できない場合、0.95を考慮してください。
※ 別冊「省エネルギー量計算の手引き【指定計算(調光制御設備)】」参照

(D)エネマネ事業の省エネルギー効果について

(D)エネマネ事業の省エネルギー率を算出する

<エネマネ事業の省エネルギー率の考え方>
エネマネ事業の省エネルギー率は下表を参考に算出してください。



※「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」の考え方については、公募要領P.50を参照してください。

<留意事項>

- ・ 単純に生産量や稼働時間を減らすだけの省エネルギー量は、事業の効果量に含むことはできません。
- ・ エネルギー管理支援サービスの計画省エネルギー量には、「EMS制御効果と計測に基づく運用改善効果」を必ず含めること。
- ・ 申請時、「EMS制御効果」および「計測に基づく運用改善効果」のいずれも効果が得られること。

※ どちらか一方でも効果が0%は認められない

第3章 添付資料

3-1 提出書類について

交付申請書における提出が必要な書類は、提出書類一覧を確認し、作成をしてください。
提出書類一覧は「(別冊) 交付申請様式」で書類区分毎に4種類に分けて記載しています。

- 提出書類一覧①(必要書類)
 - 提出書類一覧②(導入予定設備別)
 - 提出書類一覧③(複数年度事業の場合提出)
 - 提出書類一覧④(添付資料)
- ①～③の説明は「(別冊) 交付申請様式」をご覧ください。

本書では、提出書類一覧④(添付資料)の事業区分(A)(B)(D)についての説明をします。

- 書類を作成する場合は、以下に留意してください。
- 提出する交付申請書類は**片面印刷**してください。
 - ダウンロードフォーマットを使用する場合、入力例等の**赤字**や**赤枠**は削除してください。
また、**青字**は事業に合わせて記載し、黒字に変更してから出力してください。

提出書類の凡例

「提出書類一覧」では、提出が必要な書類を「様式の区分」、及び「事業毎の書類区分」で色分けして区分しています。
この凡例を以下に示します。次ページ以降も同じ凡例を使用して説明しているので参考にしてください。

様式の区分

ポータルから出力	数値や文章を「ポータル」内の該当箇所にデータを入力し、各種帳票を出力します。 ※ 入力方法、内容については、「(別冊)補助事業ポータル」を参照してください。
指定様式に記入	SIIのホームページから、指定様式(ワードまたはエクセルデータ)をダウンロードして作成します。 ※ ダウンロード方法はP.25を参照してください。
自由書式	書式に指定はありません。 分かりやすくなるように工夫して作成してください。(特に図面など) ※ A3用紙を使用する場合は、右半面を折りたたんで、A4ファイルに綴じ込んでください。
定型	規定の書面を外部から入手する書類です。

事業毎の書類区分

A	(A)先進事業の場合、提出対象となる書類です。
B	(B)オーダーメイド型事業の場合、提出対象となる書類です。
C	(C)指定設備導入事業の場合、提出対象となる書類です。
D	(D)エネマネ事業の場合、提出対象となる書類です。

提出書類一覧④(添付資料)

条件に該当する場合のみ提出が必要な書類です。書類の説明はP.27以降を参考にしてください。

● = 必須
○ = 該当申請のみ提出
△ = 組み合わせて申請している場合に提出
□ = 区分(C)単独で申請する場合に提出

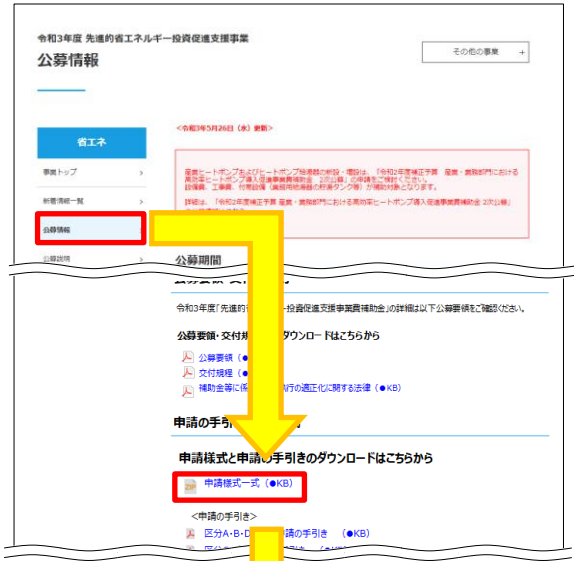
No	書類 区分	文書番号	書類名称	導入予定設備別の提出要否				様式の 区分	
				(a)	(b)	(c)	(d)		
82	添 付 資 料	添付1	会社情報（法人概要申告書）	●	●	●	●	自由	指定
83		添付2	決算書	●	●	●	●	自由	
84		添付3	中小企業者であることの宣誓書	○	○	○	○	指定	
85		添付4	商業登記簿謄本 ※個人事業主の場合は確定申告書B	●	●	●	●	定型	
86		添付5	補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本	●	●	●	●	定型	
87		添付6	エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠	●	●	-	●	自由	
88		添付7	生産量実績の確証	●	●	-	●	自由	
89		添付8	省エネルギー量独自計算書	-	-	○	-	自由	指定
90		添付9	製品情報証明書	-	-	○	-	指定	
91		添付10	エネルギー管理支援サービスの契約書案	-	-	-	●	自由	
92		添付11	経営力向上計画に係る認定申請書および認定書の写し ※1	○	○	○	○	指定	
93		添付12	省エネ診断報告書（表紙）の写し ※1	○	○	○	○	自由	
94		添付13	パートナーシップ構築宣言の写し ※1	○	○	-	○	自由	
95		添付14	中長期計画書の写し	○	○	○	○	指定	
96		添付15	エネルギー集約型企業の計算書 ※1	○	○	-	○	指定	
97		添付16	ベンチマーク改善に資することが認められる資料 ※1	○	○	○	○	指定	
98		添付17	地域経済牽引事業計画認定書の写し ※1	○	○	-	○	指定	
99		添付18	エネルギー転換事業であることの確証 ※1	○	○	-	○	指定	
100		添付19	補助事業の実施体制	○	○	○	○	指定	
101		添付20	対象設備に関するリース契約書案	○	○	○	○	自由	指定
102		添付21	対象設備に関するリース料計算書	○	○	○	○	自由	指定
103		添付22	ESCO契約書案	○	○	○	○	自由	
104		添付23	ESCO料金計算書	○	○	○	○	自由	
105		添付24	商業用ビル等の場合の証憑	○	○	○	○	自由	
106		添付25	設備設置承諾書	○	○	○	○	指定	
107		添付26	事業実施に関連する事項	○	○	○	○	指定	
108		添付27	代替燃料確保の確証	○	○	-	-	自由	
109		添付28	トップランナー機器の見積依頼仕様書案	-	○	-	-	自由	
110		添付29	トップランナー機器の確証	-	○	-	-	自由	
111		添付30	設備の製品カタログ	-	-	○	-	自由	
112		添付31	年度またぎ事業となる事由及びその確証	○	○	○	○	自由	
113		添付32	原単位改善計画	○	○	-	-	自由	
114		添付33	連携省エネルギー計画認定申請書の写し	○	○	-	-	自由	

※1 添付11～13、添付15～18は、評価項目に該当する場合のみ。

指定様式のダウンロード書類

前ページの表で「指定」とされている書類のフォーマット(SIIフォーマット)は、SIIホームページ内の本事業のページからダウンロードしてください。

- **ダウンロード手順**
本事業のページで[公募情報]をクリックし、表示された画面を下方へスクロールして「申請様式一式」をクリックします。
- **必要な様式の選択**
ダウンロードされたフォルダには、P.24の表で「指定」とされている提出が必要な書類が、まとめて格納されています(※)。
下表を参考に、必要なファイルを選択して書類を作成してください。
※ 下表で、ダウンロードされるフォルダのファイル構成を示します。
ここでは、格納されているフォルダと、各フォルダに保存されている主なファイル名を示します。
全ての「指定」フォーマットを確認したい場合は、公募要領P.63以降「7-4. 提出書類一覧」で「指定」表記のある書類をご覧ください。



＜ダウンロードされる指定様式一覧＞

フォルダ名	ファイル名	提出書類名
01_kyoutsuu	besshi3_yakuinmeibo.xlsx	役員名簿
	1-2.xlsx	所要資金計画（総括）
	1-3.xlsx	発注区分表（総括）
	⋮	（以降、全ての申請パターンで共通の書類が格納されています。）
02_A	A-2-2.docx	省エネルギー計算（A）
	A-2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（A）
	⋮	（以降、導入予定設備(a)の「指定」書類が格納されています。）
03_B	B-2-2.docx	省エネルギー計算（B）
	B-2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（B）
	⋮	（以降、導入予定設備(b)の「指定」書類が格納されています。）
04_C	C-2-2.docx	省エネルギー計算（C）
	C2-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（C）
	⋮	（以降、導入予定設備(c)の「指定」書類が格納されています。）
05_D	D-3-2.docx	省エネルギー計算（D）
	D-3-2-4.xlsx	エネルギー使用量の原油換算表（D）
	⋮	（以降、導入予定設備(d)の「指定」書類が格納されています。）

（続く）

フォルダ名	ファイル名	提出書類名
06_fukusuunen	(複数年度事業の場合に提出が必要なファイルが格納されています。)	
61_fukusuunen-kyoutsuu	 複数年度事業申請に共通のファイルが格納されています。	
62_fukusuunen-A	 導入予定設備(a)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
63_fukusuunen-B	 導入予定設備(b)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
64_fukusuunen-C	 導入予定設備(c)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
65_fukusuunen-D	 導入予定設備(d)の複数年度事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
66_nendomatagi	 年度またぎ事業で提出が必要なファイルが格納されています。	
07_tenpu	公募要領P.65の添付資料のうち「指定」ファイルが格納されています。	
	 tenpu1_houjingaiyou.xlsx	会社情報(法人概要申告書)
	(以降、添付資料のフォーマットが格納されています。)	
tenpu8	導入予定設備(c)用「省エネルギー量独自計算書」ファイルが格納されています。	
tenpu9	導入予定設備(c)用「製品情報証明書」ファイルが格納されています。	

書類作成時の注意事項

全ての書類の入手・作成時に、特に注意していただきたい事項を記載します。
注意事項をよく読み、不備や不足のない書類を提出してください。

- 「不備のない書類」：提出する書類が、各説明ページにある要件にかなっていること。
- 「不足のない書類」：「提出書類一覧」に示す書類がすべて揃っていること。

<第三者から取得する書類における不備対策について>

- ・ 第三者から取得する書類は、あらかじめ本書の該当ページを情報共有する等し、不備のない状態で取得してください。
※ 状況により自社で作成する場合も、気をつけるべき点は同じです。

<押印について>

- ・ 押印は無くても可とします。なお、本書内で押印例が示されている書類において押印をしない場合は、社内決裁ルールや社内規約等を提出してください。なお、個別に押印を求める場合は、この限りではありません。

<写し(コピー)を提出する場合について>

- ・ コピーした書類の文字、印影がはっきり読み取れる状態であることを確認のうえ、提出してください。
- ・ 白黒コピーを使用し、カラーコピーは使用しないでください(原本かどうかが見分けにくくなるため)。
- ・ 両面コピーではなく、必ず片面コピーとしてください(裏面への写り込みを防ぐため)。

<書類の提出>

- ・ 書類は**全てを1冊のファイルにまとめて、一度に提出**してください。
- ・ 提出されたファイルに不備、不足があった場合は、全ての書類が不備なく到着するまでご対応いただく必要が生じます。書類の郵送前に、書類が揃っているか、また正しい内容で準備されているか確認してください。
- ・ 審査の必要性等により、公募要領、及び本書で示した書類以外の書類を求める場合があります。あらかじめご了承ください。

<提出された書類について>

- ・ 提出いただいた書類は、**原則返却しません(申請を取り下げた場合も含む)**。返送を希望する場合は、**着払い**にて申請者(手続担当を利用している場合は手続担当者)に返送します。
- ・ 必ず提出前に写し(コピー)をとり、**全てのページの写しを1部保管**して、SIIからの問い合わせ等に対応できるようにしてください。



- ・ 交付申請書類は、国庫を財源とする補助金の交付を申請する大切な書類です。
- ・ 本書の説明、注意事項をよく読み、正しい内容の交付申請書類の提出をお願いします。

3-2 添付資料の詳細

地方公共団体は、添付1～添付5の提出は不要です。

[添付1] 会社情報

A

B

C

D

自由書式

又は

指定様式に記入

会社のパンフレットやホームページの印刷物等、会社の事業概要が把握できる資料を添付してください。

中小企業団体等（公募要領P.13参照）の事業者は**設立の認可証**の写しを添付してください。

※ 中小企業団体等の認可証が提出できない場合は、それに準ずるものを提出すること
（認可証等を提出しなくても申請は可能だが、評価の対象とならない）

※ 「補助事業ポータル」に入力した「業種」「資本金」「従業員数」に該当するページに付箋を貼り、該当する箇所をマスキングすること

※ SIIより事業実施場所についての宣誓書を求められた場合は、指示に従い提出してください。

宣誓書：『風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する「性風俗関連特殊営業」を営む事業所又は、それに類する事業所ではないこと』を宣誓いただく場合に提出してください。

[添付2] 決算書

A

B

C

D

自由書式

直近一年分の単独決算の貸借対照表等を添付してください。

（株主総会の営業報告、単独決算の決算報告書、決算短信でも可）

※ 個人事業主の場合は、営業報告、決算報告書の代わりに青色申告書全様式の写しを添付

注）青色申告書のマイナンバー及び個人の口座情報は必ずマスキングし提出してください。

[添付3] 中小企業者であることの宣誓書

A

B

C

D

指定様式に記入

設備使用者が中小企業者の場合のみ指定様式で作成してください。

出資者、及び出資比率を示すとともに、SIIフォーマットに記載されたチェック項目を用いて中小企業者であることについて宣誓し、提出してください。

※ 出資者、出資比率については、株主名簿を提出いただいても構いません。その場合は、中小企業者であることの宣誓のために本フォーマットも併せて提出が必要ですが、出資者等の記載は不要です。

[添付4] 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書/現在事項全部証明書）

A

B

C

D

定型

発行から6か月以内の商業登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。

※ 写しでも可

※ 全申請事業者分が必要

※ 個人事業主の場合は、税務署の受領印が押印された確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出

注）青色申告書のマイナンバー及び個人の口座情報は必ずマスキングし提出してください。

[添付5] 補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本（全部事項証明書）

A

B

C

D

定型

発行から6か月以内に補助対象設備を導入する建物の登記簿謄本を添付してください。登記官印を押印した登記簿謄本を提出できない場合は、オンラインサービス「登記情報提供サービス」より入手するPDFによる提出も可能です。

※ 写しでも可

※ 現在事項証明書でも可

※ 建物内に設置する場合は建物の登記簿謄本、屋外に設置する場合は土地の登記簿謄本等が必要

[添付6] エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠

A

B

D

自由書式

電気やガスの領収書等、使用しているエネルギーすべての使用量・金額が分かる資料のコピーを添付するとともに、それらの前に以下のまとめ表を添付し、集計が間違っていないか確認してください。

集計期間は、2020年4月～2021年3月です。

- ※ エネルギー管理指定工場等の場合は、2019年度(2019年4月から2020年3月までのエネルギー使用量の実績データ)の定期報告書の写し等（使用状況届出書）でも可
- ※ エネルギーコストの算出は税込で行うこと
- ※ 作成したまとめ表の値を基に、「エネルギー使用量の原油換算表」を作成すること
- ※ エネルギーコストの算出に「エネルギー仮単価表」を用いる場合はSIIにご相談ください。

まとめ表の作成例 ※後ろに領収書等を添付すること

	電気			液化石油ガス (LPG)	
	使用量		料金(税込)	使用量	料金(税込)
	千kWh		円	t	円
	昼間買電	夜間買電			
2020年4月	46.2		740,047	2.5	157,975
5月	46.2		740,047	2.5	157,975
6月	46.2			2.5	157,975
7月	46.2			2.5	157,975
8月	46.2			2.5	157,975
9月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
10月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
11月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
12月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
2021年1月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
2月	46.2	15	740,047	2.5	157,975
3月	46.6	15.2	740,050	2.5	157,975
合計	554.8	180.2	8,880,567	30	1,895,700

昼夜割合

0.755

0.245

年間エネルギーコスト

10,776,267

この値を原油換算表のエネルギーコスト(L)に転記することで燃料評価単価(M)が算出される

燃料評価単価＝年間エネルギーコスト／原油換算量

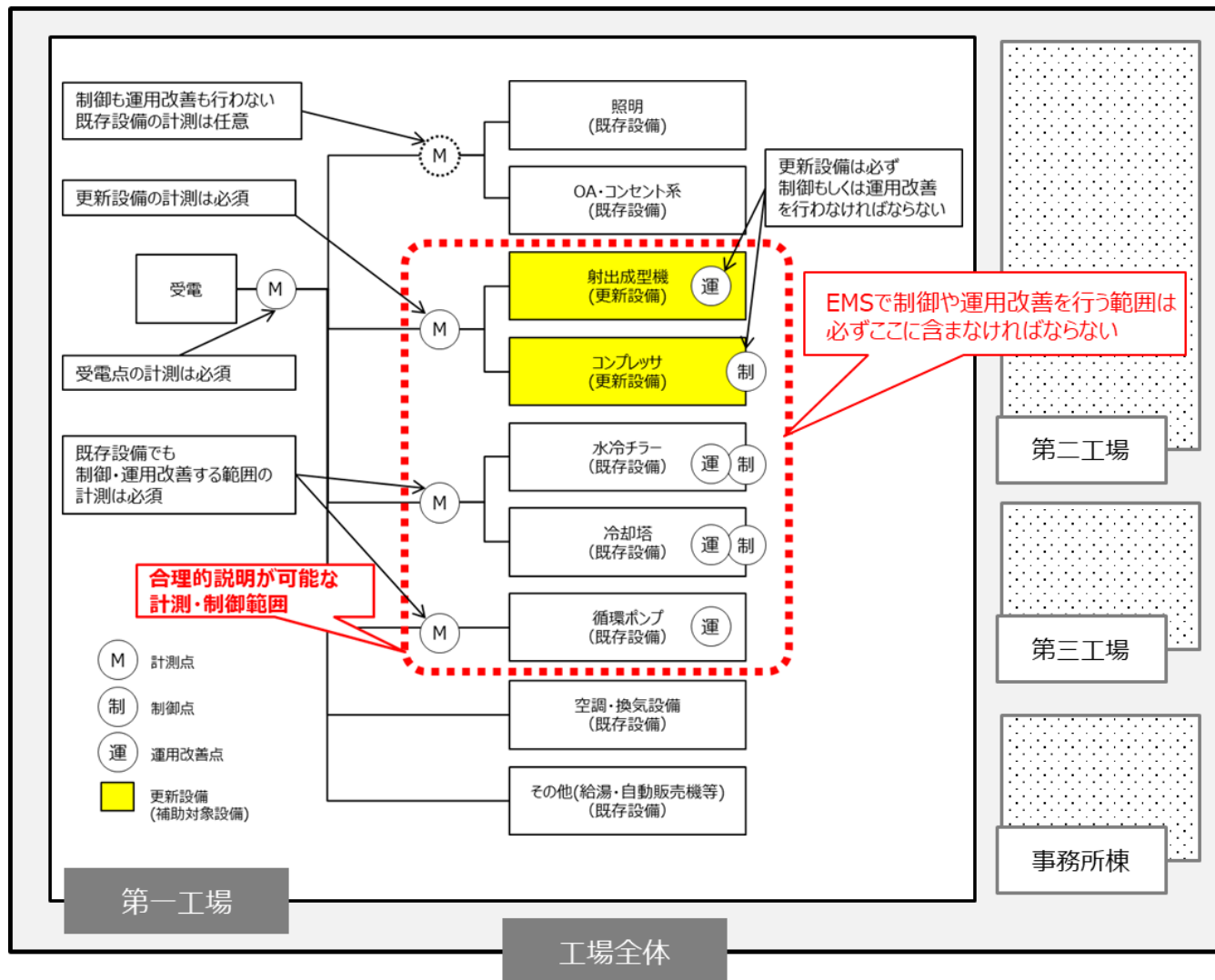
[添付6の補足資料] 合理的説明が可能な計測・制御範囲図

D

自由書式

計測・制御の範囲を事業者が自ら定める場合は、「合理的説明が可能な計測・制御範囲図」を作成し、定めた範囲で計画省エネルギー率を算出した資料も併せて、提出すること。

- ・ 下図の矢印ならびに吹き出しの説明を確認すること。
- ・ この添付の作成にあたっては、エネマネ事業者と相談のうえ作成すること。
- ・ この添付は、添付6「エネルギー使用量実績の確証、燃料評価単価算出根拠」の後ろに、挿入すること。



[添付7] 生産量実績の確認

A B D

自由書式

生産量の値の根拠を確認するための資料として、社内で使用している管理資料等の写しを添付してください。

集計期間は、添付6と同じ期間とします。

※ エネルギー管理指定工場等の場合は、定期報告書の写し等（使用状況届出書）でも可

※ 生産量が無い場合は、延床面積にて代用可。延床面積を代用する場合は、事業所全体の建物登記簿謄本や設計図面等、面積を確認できる資料を添付すること

※ エネルギー消費原単位改善の申請要件で申請する場合、更新設備に直接関係する生産量とすること

[添付8] 省エネルギー量独自計算書

C

指定様式に記入

又は

自由書式

ユーティリティ設備を導入し、省エネルギー量計算を独自計算で行う場合に、省エネルギー量計算の過程及び結果の証憑書類として提出する書類です。

独自計算を行う場合は、省エネルギー量独自計算書(独自計算の過程(計算式と当該計算式に至る考え方を示したもの)、及び計算に用いたデータの根拠資料)を提出する必要があります。いずれの資料も、第三者にわかるような平易な書き方で示してください。特に「計算に用いたデータの根拠資料」としては、導入前後の設備の仕様がわかる資料を添付してください。

用意する資料のうち、一部設備の[計算式]については、SIIより提供する申請サポートツール[SII省エネ計算フォーマット]を代替として作成・提出することもできます。フォーマットは、設備区分、かつ種別毎に用意されています(下例：[高効率空調]の[電気式パッケージエアコン]の計算フォーマット)。

※ 設備区分・種別毎のツールの用意有無については、「省エネルギー量計算の手引き(ユーティリティ設備)【独自計算】」のP.4「計算方法の概要」に掲載の表を参照してください。

※ ダウンロード方法については、P.25「指定様式のダウンロード書類」を参照してください。

● 省エネルギー量独自計算フォーマット(例)

電気式パッケージエアコン SII省エネ計算フォーマット Ver.1.0

本シートは、エネルギー使用量を簡易的に計算するための申請サポートツールです。本ファイルを使用したことにより利用者に生じた損害に関しては、当団体は一切の責任を負わないものとします。

なお、本シートは令和3年度「先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金(の)指定設備導入事業」でのみ利用できます。

入力項目

基本情報

既存/導入予定 導入予定設備

型式 C-2-2-1 NO.

設備情報

メーカー O O 株式会社

製品名 E コアエアコン

型番 NEW-22ATMAK

-----以降の項目を使って計算します。入力内容に間違いの無いよう、十分注意して入力して下さい。-----

仕様

空調用途 店舗用

インバータ制御 有り

能力 冷房 6.0 kW

暖房 6.3 kW

消費電力 冷房 1.6 kW

暖房 1.6 kW

稼働条件

事業実施場所都道府県 石川県

設置年 2021年

運転条件 建物用途 店舗

台数 1 台

エネルギー使用量

月	運転種別	定格能力 (kW)	平均COP	平均効率率 (%)	稼働時間 (h)	エネルギー使用量 (kWh)
4月	冷房	6.0	7.22	14.7%	820.00	75.6
5月	冷房	6.0	7.62	24.8%	560.00	108.3
6月	冷房	6.0	7.34	30.5%	820.00	153.1
7月	冷房	6.0	6.09	54.6%	600.00	321.0
8月	冷房	6.0	5.88	58.7%	620.00	371.2
9月	冷房	6.0	6.99	37.2%	600.00	189.7
10月	暖房	6.3	6.32	14.8%	620.00	90.8
11月	暖房	6.3	6.73	24.5%	620.00	141.2
12月	暖房	6.3	6.00	45.0%	600.00	283.5
1月	暖房	6.3	5.56	56.5%	620.00	395.8
2月	暖房	6.3	5.70	52.9%	600.00	349.1
3月	暖房	6.3	6.23	38.9%	620.00	242.5
合計					7,300.00	2,722.8

指定負荷率使用

30

[添付11] 経営力向上計画に係る認定申請書及び認定書の写し

A

B

C

D

指定様式に記入

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

- 経営力向上計画について(計画策定にあたっては中小企業庁のHPを十分ご確認ください)
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>
 - 事業分野別指針について
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>
 - 事業分野と提出先
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/download/jiigyouteisyutu.xlsx>
- 認定を受けた経営力向上計画に係る認定申請書の別紙「6 経営力向上の内容」に下記の事業分野において事業分野別指針における「省エネ」の記載がすべてある場合、省エネルギー取り組みを実施する事業として評価をいたします。該当する場合には、実施計画書「1－1. 申請総括表」で中小企業等経営強化法の認定事業を「該当」とし、経営力向上計画に係る認定申請書および、認定書（いずれも写し）を添付してください。
- 経営力向上計画は、申請から認定までに通常30日程度の期間を要するため、これから申請を実施する場合には、十分に余裕を持って申請してください。仮に、本補助金の申請までに認定書の提出が間に合わない場合には、経営力向上計画に係る認定申請書の写しを提出し、認定書が交付され次第、速やかに提出してください。
- 経営力向上計画について(経営力向上計画相談窓口) 中小企業庁 事業環境部 企画課
TEL: 03-3501-1957 (平日9:30-12:00, 13:00-17:00)
- ※ 経営力向上計画制度・手続全般に関する問い合わせ窓口になりますので、個別の申請に対する認定の可否や、審査の状況に関しては、各省庁の申請窓口に直接お問い合わせください。本補助金の手続等に関しては、SIIへお問い合わせください。

【中小企業等経営強化法 事業分野別指針における「省エネ」の記載について】

事業分野別指針の該当箇所	
製造業	・第3の2の一のへ「省エネルギーの推進に関する事項」
卸売業	・第3の2のⅠの一のロの（１）の（ⅱ）「設備の省エネルギー及び省力化の推進」 ・経営力向上の内容に関する事項「省エネルギー設備又はロボットの導入」
小売業	・第3の2のⅡの一のロの（２）の（ⅱ）の（ロ）「エネルギーコストの最適化（省エネルギーの取組の推進）」
外食・中食産業	・第2の4の二「<コストの把握・削減に関する事項>」⑩、「< I T 投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項>」⑬
旅館業	・第3の2の二のホ「 I C T 投資・設備投資・省エネルギー投資に関する事項」⑤、⑥、⑦、⑧
医療分野	・第3の2の表中「 I C T 投資、設備投資及び省エネルギー投資に関する事項」
貨物自動車運送業	・第2の2の二のへ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
船舶産業	・第3の2のⅠ「製品・サービスの力（製品の高性能化・引渡し後のサービス向上）」1 ポツ目 ・第3の2のⅡ「造る力（生産効率・品質の向上）」6 ポツ目
自動車整備業	・第2の2の一の二の（１）「設備投資に関する事項」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」
建設業	・第3の1の六のロ「環境負荷軽減に配慮した事業の展開」
電気通信分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減」
不動産分野	・第3の5の一「施設の運用コストの低減」
地上基幹放送分野	・第2の2の一のへ「省エネ・共同調達等によるコスト削減等」
石油卸売業・燃料小売業	・第3の1の六のイ「高性能な設備の導入」
旅客自動車運送事業分野	・第2の2の一の二の（２）「設備投資」 ・第2の2の一のホ「省エネルギーの推進に関する事項」 ・第2の2の二の表中「省エネルギーの推進に関する事項」
職業紹介事業・労働者派遣事業分野	・第3の4の（４）「省エネルギーの推進によるコストの低減」
学習塾業分野	・第3の1の二「設備投資・IT投資に関する事項」
農業分野	・第2の4の四「環境に配慮した農業生産に係る事項」における省エネルギー技術

中小企業等経営強化法では、事業分野別に経営力向上に関する指針が定められており、中小企業者等は指針に沿って「経営力向上計画」を策定し、各省庁に申請し認定を受けることができます。

様式第1

認定申請書

sample

経営力向上計画に係る認定申請書

〇〇〇〇年 〇月 〇〇日

主務大臣名 〇〇〇〇 殿

住 所 東京都〇〇区〇〇丁目〇番〇号

名 称 及 び 〇〇工業株式会社

代表者の氏名 代表取締役 環境 太郎

中小企業等経営強化法第17条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

経営力向上計画に係る認定書

認定書

〇〇〇〇 年 〇 月 〇 日

sample

〇〇工業株式会社
環境 太郎 殿

主務大臣名 〇〇 〇〇

〇年〇月〇日付けをもって別添資料により申請のあった経営力向上計画については、中小企業等経営強化法第17条第6項の規定に基づき認定する

経営力向上計画の作成・申請に当たっては、中小企業庁のHPの「経営力向上計画策定の手引き」等を必ず確認してください。
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

(別紙)

経営力向上計画

認定申請書

sample

1 名称等

事業者^{フリ}の氏名^ガ又は名称^ナ _____

代表者の役職名及び氏名 _____

資本金又は出資の額 _____ 常時使用する従業員の数 _____

法人番号 _____ 設立年月日 _____

2 事業分野と事業分野別指針名

事業分野

〇〇 運送業
〇〇〇〇 貨物自動車運送業

事業分野別指針名

貨物自動車運送事業分野に係る経営力向上に関する指針

P.32「省エネ」の記載がある事業分野および事業分野別指針であること

3 実施時期

年 月～ 年 月

4 現状認識

①	自社の事業概要	
②	自社の商品・サービス が対象とする顧客・市場の動向、競合の動向	
③	自社の経営状況	

5 経営力向上の目標及び経営力向上による経営の向上の程度を示す指標

指標の種類	A 現状（数値）	B 計画終了時の目標（数値）	伸び率 ((B - A) / A) (%)

6 経営力向上の内容

認定申請書

(1) 現に有する経営資源を利用する取組

(2) 他の事業者から取得した又は提供された経営資源を利用する取組

sample

(3) 具体的な実施事項

	事業分野別指針の該当箇所	事業承継等の種類	実施事項 (具体的な取組を記載)	新事業活動への 該当 (該当する場合は○)
ア	第2の2の一 のホ		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
イ	第2の2の二		「省エネルギーの推進に関する事項」 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
ウ	P.32の事業分野別指針の 該当箇所全ての記載があること			

7 経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

8 経営力向上設備等の種類

	実施 事項	取得 年月	利用を想定して いる支援措置	設備等の名称／型式	所在地
1			国A・国B・国C		
2			国A・国B・国C		
3			国A・国B・国C		

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）	証明書等の文書番号等
1					
2					
3					

- 「8 経営力向上設備等の種類」に、本補助金で申請する設備を記載していない場合であっても、申請は可能です。
- 既に認定を受けた計画の「8 経営力向上設備等の種類」に具体的な設備が記載されている場合であって、当該設備を本補助金で申請する場合には、3者以上の見積依頼・競争入札を実施し、型式と発注先を選定してください。⇒本書P.59参照
- 実際に取得する設備の名称／型式が、「8 経営力向上設備等の種類」の記載内容と相違することとなった場合には、速やかに経営力向上計画相談窓口、又は事業分野ごとの申請窓口へ連絡し、対応してください。

[添付12] 省エネ診断報告書(表紙)の写し

A B C D 自由書式

平成30年度(2018年度)以降に、以下いずれかの事業による省エネルギー診断を受診した場合は、受診した省エネルギー診断報告書の表紙の写しを提出してください。

- 「無料省エネ診断等事業及び診断結果等情報提供事業」
- 「エネルギー利用最適化診断事業及び情報提供事業」
- 「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」
- 「地域プラットフォーム構築事業」
- 「平成29年度補正予算 省エネルギー設備の導入・運用改善による中小企業等の生産性革命促進事業」

提出する表紙にて以下の項目が判別できない場合は、2ページ目以降で記載のあるページも提出してください。

- ① 診断受診企業名
- ② 診断実施事業者名
- ③ 診断実施場所
- ④ 診断実施年月日
- ⑤ 省エネ診断報告書だということ
- ⑥ いずれの事業であるかが判断できる文言や、整理番号等(「PF事業者」、「XX年度プラットフォーム事業」の文言や、「整理番号(「F」や「B」から始まる番号)」が記載されていること)

③

実施場所	〇〇県〇〇市・・・ ▲▲工場
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇	〇〇〇〇

①

株式会社〇〇製菓 御中

sample

⑥ F〇〇〇〇

⑥ 令和2年度 省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業

⑤ 省エネ診断報告書

② PF事業者 : △△環境調査センター

④ 診断実施日 : 令和2年12月15日

⑥

平成30年度
省エネルギー設備の導入・運用改善による
中小企業等の生産性革命促進事業

sample

① 株式会社〇〇工業 様

⑤ 省エネ診断結果の報告書

④ 平成30年11月10日

事業者名	株式会社〇〇工業	顧客事業の 事業番号	KS-XXXXXXXXXXXX
事業実施 場所名	本社第2工場		
事業実施 場所 所在地	③ 神奈川県〇〇市〇〇町1-2-3		
実施機関 名称	② 株式会社〇〇エネルギー・マネジメント	機関コード	SS 〇〇〇〇
省 エ ネ 診 断	官庁認定 専門窓口	フリガナ	〇〇 〇〇
		氏名	〇〇 〇〇
	専門窓口 専門窓口	フリガナ	〇〇 〇〇
		氏名	〇〇 〇〇
	専門窓口 専門窓口	フリガナ	〇〇 〇〇
		氏名	〇〇 〇〇
診断実施日	平成30年10月25日	実施時間	9:00 ~ 17:00
実施場所を付く場合のみ以下記入してください			
県 地 区 別 明	県地別番号 専門窓口	フリガナ	〇〇 〇〇
		氏名	〇〇 〇〇
県地別明	平成30年11月22日	実施時間	10:00 ~ 12:00

[添付13] パートナースィップ構築宣言の写し

A B D 自由書式

経済産業省の「パートナースィップ構築宣言」の登録企業である場合は、パートナースィップ構築宣言の写しを添付してください。

※ リース・ESCOを活用した共同申請の場合、設備使用者となる事業者が該当する場合に加点します。
(リース・ESCO事業者のみ該当する場合、加対象外です。)

- パートナースィップ構築宣言について
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>
- 登録企業リスト
<https://www.biz-partnership.jp/list.html>

パートナースィップ構築宣言 例

「パートナースィップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナースィップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

(個別項目)

3. その他（任意記載）

○○○○○○○

〇年〇月〇日

企業名 役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。

・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

※ 企業グループで宣言をしている場合は、関係性のわかる資料(グループ構成図など)を添付し、宣言に記載された企業と本補助金申請者の関係性を示してください。

[添付14] 中長期計画書の写し

A B C D 指定様式に記入

設備使用者の状況に応じて提出が必須または任意となるため、申請者ごとに以下表の要件を確認してください。

設備使用者の区分	事業所のエネルギー使用量	申請における提出義務	提出様式	「補助対象事業」の記載
中小企業者に該当しない会社法上の会社 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) ※みなし大企業含む	エネルギー使用量に関係なく	提出必須	下記のいずれかを提出※ ・SII提供様式 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	必須
上記以外の者	1,500kl以上	提出必須	・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	必須
	1,500kl未満	任意	下記のいずれかを提出※ ・SII提供様式 ・省エネ法上の「中長期計画書(写し)」	記載があれば評価の対象

※ 省エネ法上の特定事業者・特定連鎖化事業者は、省エネ法上の「中長期計画書(写し)」を提出すること。
 なお、2021年度に、省エネ法に基づき提出する「中長期計画書(写し)」にあたっては、提出予定のものでも可とする。
 2020年度以前に、省エネ法に基づき提出した「中長期計画書(写し)」にあたっては、提出済みのものを必須とします。

【共同申請における中長期計画書の提出要件の考え方】

- リース、ESCOを利用する場合は、設備使用者で中長期計画書の提出義務を確認してください。
- 設備使用者が複数の場合は、全ての設備使用者が上表の要件の対象となります。

【留意事項】

- 「エネルギー使用量が1,500kl以上の工場・事業場（事業所）」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社）（みなし大企業を含む）」は、省エネ法又はSII提供様式に基づき作成した中長期計画書等に記載されている事業のみが対象となります。
- 本補助金で申請する導入予定設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致することが必須です。
- 大企業は、省エネ法の事業者クラス分け評価制度において「Sクラス」に該当する事業者であるか、もしくは中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者であることが必須です。

実施計画書「1-1.申請総括表」で中長期計画等記載事業を「該当」とした場合は、中長期計画書一式の写しを提出してください。

様式第8（第35条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

省エネ法の中長期計画書（かがみ）

中 長 期 計 画 書 sample

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第15条第1項、第26条第1項又は第37条第1項の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者の名称等

正確にポータルへ入力してください

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	0123456				
事業者の名称					
主たる事務所の所在地	〒				
主たる事業					
細分類番号					
エネルギー管理統括者の 職名・氏名	職名 氏名				
エネルギー管理企画推進者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地 〒 電話（ — — ） FAX（ — — ） メールアドレス				

本補助金で申請する導入予定設備、実施場所、実施時期と中長期計画書の記載内容が合致する箇所をマーキングして提出してください。

大企業が実施計画書「1-1.申請総括表」で申請要件を「ベンチマーク改善事業」とする場合は、中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度）の数値がベンチマーク目標値（P.41参照）を超えていることを確認し、区分および2030年度（目標年度）数値をマーキングして提出してください。

省エネ法の中長期計画書（2枚目）

II 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

1. 前年度のエネルギー使用量等

エネルギー使用量 (原油換算 k1)	
-----------------------	--

区分	対象となる事業の名称 (セクター)	ベンチマーク指標の状況 (単位)	対象事業のエネルギー 使用量 (原油換算 k1)
	大企業はSクラスもしくは 中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度（目標年度） の見込みがベンチマーク目標値（P.41参照）を達成することが必須		

2. ベンチマーク指標の見込み

区分	ベンチマーク指標の見込み (単位)					
	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	目標年度 2030 年度
1 A	1.0 (k1/t)	0.95 (k1/t)	0.95 (k1/t)	0.90 (k1/t)	0.90 (k1/t)	0.5 (k1/t)

3. 計画内容及びエネルギー使用合理化期待効果

内容	中長期計画 作成指針	該当する 工場等	着手時期 完了時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算 k1/ 年)	ベンチ マーク 対象	新規 追加
高効率ポンプ導入	〇〇向け	A工場	20xx 年 x 月 20xx 年 x 月	〇〇k1/年	〇〇	
コンプレッサー導入工 事	〇〇向け	B工場	2021 年 10 月 2022 年 1 月	〇〇k1/年	〇〇	
コージェネ装置によるエ ネルギー削減	〇〇向け	B工場	2021 年 10 月 2022 年 1 月	〇〇k1/年	〇〇	
合計				k1		
	うちベンチマーク指標対 象範囲の期待効果			k1		
原単位削減期待効果				%		
	うちベンチマーク指標対 象範囲の期待効果			%		

本事業に該当する箇所にマーキング

大企業はSクラスもしくは2030年度のベンチマーク指標が下表の目標を超える必要があります。

【ベンチマーク対象業種一覧】（令和3年度4月1日施行）

区分	事業	ベンチマーク指標（要約）		ベンチマーク目標
1 A	高炉による製鉄業	粗鋼生産量当たりのエネルギー使用量		0.531kℓ／t以下
1 B	電炉による普通鋼製造業	炉外製錬工程通過の有無を補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と製造品種の違いを補正した下工程の原単位（圧延量当たりのエネルギー使用量）の和		0.150kℓ／t以下
1 C	電炉による特殊鋼製造業	炉容量の違いを補正した上工程の原単位（粗鋼量当たりのエネルギー使用量）と一部工程のエネルギー使用量を控除した下工程の原単位（出荷量当たりのエネルギー使用量）の和		0.360kℓ／t以下
2	電力供給業	火力発電効率 A 指標 火力発電効率 B 指標		A指標:1.00以上 B指標:44.3%以上
3	セメント製造業	原料工程、焼成工程、仕上げ工程、出荷工程等それぞれの工程における生産量（出荷量）当たりのエネルギー使用量の和		3,739MJ／t以下
4 A	洋紙製造業	洋紙製造工程の洋紙生産量当たりのエネルギー使用量	6,626MJ／t以下 再エネ使用率 72%未満：－23,664×（再エネ使用率）＋23,664MJ/t以下 再エネ使用率 72%以上：6,626 MJ/t以下	
4 B	板紙製造業	製造品種の違いを補正した板紙製造工程の板紙生産量当たりのエネルギー使用量		4,944MJ／t以下
5	石油精製業	石油精製工程の標準エネルギー使用量（当該工程に含まれる装置ごとの通油量に適切であると認められる係数を乗じた値の和）当たりのエネルギー使用量		0.876以下
6 A	石油化学系基礎製品製造業	エチレン等製造設備におけるエチレン等の生産量当たりのエネルギー使用量		11.9GJ／t以下
6 B	ソーダ工業	電解工程の電解槽払出カセイソーダ重量当たりのエネルギー使用量と濃縮工程の液体カセイソーダ重量当たりの蒸気使用熱量の和		3.22GJ／t以下
7 A	通常コンビニエンスストア業	当該事業を行っている店舗における電気使用量の合計量を当該店舗の売上高の合計にて除した値		707kWh／百万円以下
7 B	小型コンビニエンスストア業			308kWh／百万円以下
8	ホテル業	当該事業を行っているホテルのエネルギー使用量を当該ホテルと同じ規模、サービス、稼働状況のホテルの平均的なエネルギー使用量で除した値		0.723以下
9	百貨店業	当該事業を行っている百貨店のエネルギー使用量を当該百貨店と同じ規模、売上高の百貨店の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.792以下
10	食料品スーパー業	当該事業を行っている店舗のエネルギー使用量を当該店舗と同じ規模、稼働状況、設備状況の店舗の平均的なエネルギー使用量で除した値		0.799以下
11	ショッピングセンター業	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量を延床面積にて除した値		0.0305kl/m ² 以下
12	貸事務所業	当該事業を行っている事業所における延床面積あたりのエネルギー使用量を面積区分ごとに定める基準値で除した値		1.00以下
13	大学	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量を、当該キャンパスと同じ学部構成の大学の平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.555以下
14	パチンコホール業	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量を当該パチンコホールと同じ規模、遊技機台数、年間営業時間のパチンコホールの平均的なエネルギー使用量にて除した値		0.695以下

SII様式（作成例）

中 長 期 計 画 書

sample

I 事業者の名称等

事業者の名称	〇〇工業株式会社	
主たる事務所の所在地	東京都中央区〇〇二丁目3番5号	
主となる管理担当者の 職名・氏名・勤務地・連絡先	職名	取締役
	氏名	環境一朗
	勤務地	東京都中央区〇〇二丁目3番5号
	電話	(03) - 5565 - 44〇〇
	FAX	(03) - 5565 - 45〇〇

「実施期間」の期間の目安は3年～5年。
2021年度4月を起算として3年～5年となる

II 計画内容及び省エネルギー対策効果

内容	該当する工場等	実施時期	エネルギー使用 合理化期待効果 (原油換算kl/年)
高効率ポンプ導入	〇〇工場	2021年度	〇〇 [KL/年]
コンプレッサー導入工事	〇〇工場	2021年度 ～2022年度	〇〇 [KL/年]

内容は主に設備投資等を伴う
省エネ計画を記入

「該当する工場等」の欄には、複数の工場・事業場が該当する場合は、
それぞれの工場等の名称を記入し、工場、本社、営業所を含む全ての
工場等が対象となる場合はすべての工場等と記入

法人としてエネルギーの使用の合理化に向けた計画等について記入

III その他省エネルギー対策期待効果に関する事項

1.社長の指示により従来からの「省エネ推進責任者会議」を改組し、エネルギー管理統括者として選任された環境CSR担当役員を委員長、エネルギー管理企画推薦者に選任されたエネルギー環境部次長を副委員長とし、全拠点から一名の部長を委員とする
「省エネ委員会」を2019年4月に立ち上げた。
主たるミッションは、省エネルギー推進とCO2排出量の削減に関して全社の組織を見渡した中長期基本計画の作成と、ローリングプランとしての年度計画の作成、毎四半期ごとに年度計画の達成状況をチェックすることである。
2.また、2020年度から全体的に固定エネルギー削減計画をスタートさせ、高効率●●等の導入を図る計画である。

[添付15] エネルギー集約型企業の計算書

A B D 指定様式に記入

- ・ 売上高に対するエネルギーコスト(燃料購入費、支払額)の合計が10%以上となる企業は、エネルギー集約型企業の対象となります。
- ・ 実施計画書「1-1.申請総括表」でエネルギー集約型企業に「該当」とした場合は、エネルギーコストと売上高を月ごとにまとめた一覧表を作成し、併せて計算の根拠資料を添付してください。
※エネルギーコストと売上高の集計期間は、「添付6エネルギー使用量実績の確証」と合わせる
- ・ 計算は、企業の全社単位（税込）で行ってください。

まとめ表の作成例 ※後ろに根拠資料を添付すること

[単位 : 円]

	エネルギーコスト	売上高
2020年4月	898,022	8,752,653
5月	898,022	8,752,653
6月	898,022	8,752,653
7月	898,022	8,752,653
8月	898,022	8,752,653
9月	898,022	8,752,653
10月	898,022	8,752,653
11月	898,022	8,752,653
12月	898,022	8,752,653
2021年1月	898,022	8,752,653
2月	898,022	8,752,653
3月	898,025	8,752,659
2020年4月～2021年3月	10,776,267	105,031,842

エネルギーコスト
10,776,267 (円)

/

売上高
105,031,842 (円)

× 100 =

エネルギーコストの割合
10.26 %

[添付16] ベンチマーク改善に資することが認められる資料

A

B

C

D

指定様式に記入

実施計画書「1-1.申請総括表」でベンチマーク改善に資することが認められる事業を該当とした場合は、定期報告書特定第6表の該当する箇所をマーキングしたうえで提出してください。（ベンチマーク対象業種は公募要領P.15参照）定期報告書を生産量実績やエネルギー使用量実績の確証として提出しない場合は定期報告書のかがみを合わせて提出してください。

※ 企業体が大企業の場合は、ベンチマーク加点の対象外であるため、本添付資料は提出不要です。

特定－第6表 ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）										
区分	対象となる事業の名称 (セクター)	対象事業のエネルギー使用量 (原油換算kl)	ベンチマーク指標の状況(単位)					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値 (単位)
			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度			
3	セメント製造業	500,000	4,100 MJ/t	4,100 MJ/t	4,080 MJ/t	4,050 MJ/t	4,000 MJ/t	3,950 MJ/t	50%	3,739 MJ/t
6	ソーダ工業	200,000	3.30 GJ/t	3.25 GJ/t	3.25 GJ/t	3.20 GJ/t	3.20 GJ/t	3.10 GJ/t	0%	3.22 GJ/t

※ ベンチマーク対象業種である「9.百貨店業」および「10.食料品スーパー業」は下図（業態分類表より抜粋）のように定められています。事業実施場所の業種がベンチマーク指標の区分と一致するか確認してください。
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/syougyo/result-1/pdf/6h26k-gyoutai.pdf>

区分	セルフ方式 (注1)	取扱商品等 (注2)	売場面積	備考
1.百貨店	×	産業分類「561百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所	3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	産業分類「561百貨店、総合スーパー」とは、衣、食、他(＝住)にわたる各種商品を小売り、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業員が50人以上の事業所をいう。
(1) 大型百貨店			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(2) その他百貨店				
2.総合スーパー	○		3000㎡以上(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(1) 大型総合スーパー			3000㎡未満(都の特別区及び政令指定都市は6000㎡以上)	
(2) 中型総合スーパー				
3.専門スーパー	○	衣が70%以上	250㎡以上	
(1) 衣料品スーパー		食が70%以上		
(2) 食料品スーパー		住が70%以上		
(3) 住関連スーパー		住関連スーパーのうち「60211 金物」＋「60221 荒物」＋「60421 種・種苗」が0%を超え70%未満		
うちホームセンター				

(注1) 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

(注2) 「取扱商品等」欄の3桁及び4桁の番号は、商品分類番号である。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣(57)、食(58)、住(59、60)に分類して集計したものをいう。

[添付17] 地域経済牽引事業計画認定書の写し

A B D 指定様式に記入

実施計画書「1-1.申請総括表」の地域経済牽引事業計画の承認事業に「該当」とした場合は、各地方公共団体から承認を受けた事業の承認申請書および承認通知書の写しを提出してください。
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

承認申請書

様式第1（第2条第1項関係）

sample

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
に基づく地域経済牽引事業計画の承認申請書

年 月 日

〇〇〇県知事 〇〇 〇〇 殿

住 所 〇〇県〇〇市・・・
名 称 〇〇工業株式会社
代表者の氏名 環境 太郎

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づき、別紙1の計画について承認を受けたいので、別紙2と併せて申請します。

(備考)

第XX号
XXXX年XX月XX日

承認について(通知)

〇〇工業株式会社
代表取締役 環境太郎 殿

〇〇県知事 〇〇〇〇

〇〇県知事印

地域経済牽引事業計画の承認について(通知)

sample

平成30年3月XX日付けを持って申請のあった下記の地域経済牽引事業計画について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基礎強化に関する法律第13条4項の規定に基づき承認する。

記

○地域経済牽引事業を行なうに当たって活用する地域の特性及びその活用戦略
.....

○地域経済牽引事業として行う事業の内容
.....

※ 本補助金の申請までに承認が間に合わない場合には、承認申請書（文案でも可）の写しを提出し、承認通知書が交付され次第、速やかにSIIへ提出してください。

[添付18] エネルギー転換事業であることの確認

A

B

D

指定様式に記入

既存エネルギー（重油等）から、他の燃料（天然ガス等）や熱エネルギーへエネルギー転換を行うことで、省エネルギーに寄与する事業の場合、評価となりますので、該当の場合はエネルギー転換事業であることの確認資料（指定様式）を作成し、添付してください。

エネルギー転換事業であることの確認資料（様式作成例）

既存設備			導入設備		
設備区分	機器名	エネルギー種別	設備区分	機器名	エネルギー種別
ボイラ	A 重油炊きボイラ	A 重油	ボイラ	天然ガス炊きボイラ	液化天然ガス (LNG)

既存設備の「設備区分」、機器名、エネルギー種別を記載します

導入設備の「設備区分」、機器名、エネルギー種別を記載します

様式内のエネルギー種別は原油換算表の「エネルギーの種類」より選択し、記載してください。
また下記A～Eの燃料グループ表において、同一グループ内でのエネルギーの転換は、エネルギー転換事業として認められません。

	エネルギー種別
A	原油、原油のうちコンデンセート（N G L）、揮発油（ガソリン）、ナフサ、灯油、軽油、A 重油、B・C 重油、石油アスファルト、石油コークス
B	石油ガス（液化石油ガス（L P G）、石油系炭化水素ガス）、可燃性天然ガス（液化天然ガス（L N G）、その他可燃性天然ガス）、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガス、都市ガス
C	石炭（原料炭、一般炭、無煙炭）、石炭コークス、コールタール
D	産業用蒸気、産業用以外の蒸気、温水、冷水
E	電気（昼間買電、夜間買電、その他の買電、自家発電）

<燃料転換に該当する例>

ガスを使用する設備から電気を使用する設備へエネルギー転換する事業

<燃料転換に該当しない例>

A重油からB重油、液化石油ガス(LPG)から液化天然ガス(LNG)等、同種類のエネルギーへ転換する事業

※設備(c)(d)を導入し、事業区分(C)(D)として申請する場合も提出してください。

共同申請の場合には役割、役職、氏名がわかるように事業の実施体制を図に表してください。

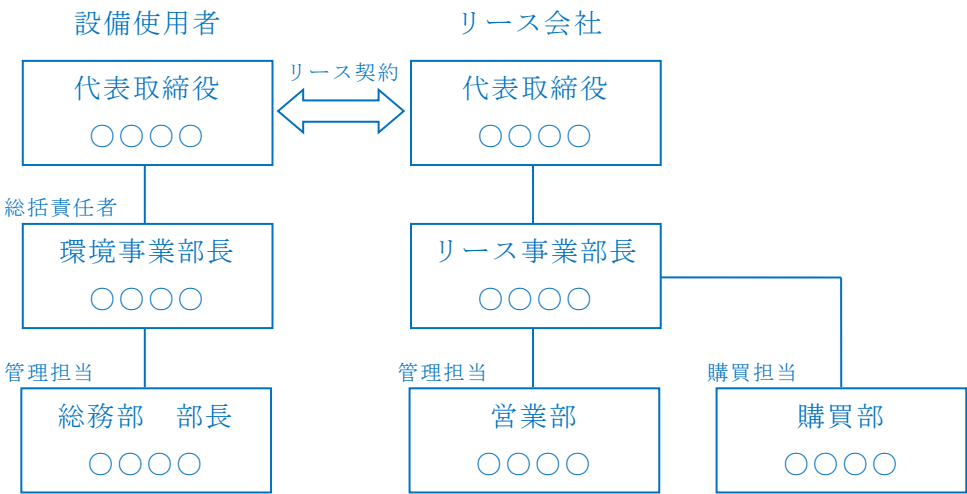
共同申請の場合は作成してください
単独申請では作成不要です

補助事業の実施体制

■実施体制図

組織図等で事業者内の**本事業**の実施体制を示すこと。
特に共同申請の場合、各社の役割分担を明確にすること。

補助事業実施体制図の例



■ESCO・リースの内容（ESCO・リースの場合は下記数値を必ず記載すること）

① ESCO の場合

- ・ESCO 契約で保証する省エネルギー量 k1
- ・申請省エネルギー効果に対する上記保証量の割合 %
- ・ESCO 契約期間 ヶ月

② リースの場合

- ・リース契約期間 180 ヶ月

[添付20] 対象設備に関するリース契約書（案）**[添付21] 対象設備に関するリース料計算書**

A

B

C

D

自由書式

リース契約書（案）と料金計算書を添付してください。

※ (C)指定設備導入事業の単独申請のみ
SII提供の指定書式を使用ください。

公募要領P.16と併せて確認してください。

- ・ リースを利用する場合は、設備使用者とリース事業者等の共同実施とし、リース事業者は1申請について1社とします。
- ・ リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- ・ 同一事業において、自己購入とリースの併用はできません。
- ・ リース契約として共同申請する場合であっても、リース契約内容が、残価設定付リース契約及びリース会社が所有権を持たない割賦契約と判断される場合は対象外となります。
- ・ 原則、補助対象設備を処分制限期間中、使用することを前提とした契約となりますが、処分制限期間を下回る契約期間であっても、再リースの規約がある場合は補助対象となります。

[添付22] E S C O 契約書（案）**[添付23] E S C O 料金計算書**

A

B

C

D

自由書式

E S C O 契約書（案）と料金計算書を添付してください。公募要領P.16と併せて確認してください。

- ・ E S C O 事業を利用する場合は、設備使用者とE S C O 事業者の共同実施とし、E S C O 事業者は1申請について1社とします。
- ・ シェアード・セイビングス契約に限ります。
- ・ 省エネルギー量についてパフォーマンス契約を行う事業とします。
- ・ 同一事業において、自己購入とE S C O 事業者による設備購入の併用はできません。
- ・ E S C O 料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、E S C O 料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示してください。
- ・ 地方公共団体等が実施する公募型E S C O 事業の場合は以下の資料の写しを添付してください。
 - ①提案募集要項（地方公共団体作成）
 - ②コンペ等への参加表明書かがみ
 - ③審査結果通知、審査結果が公表されているもの（ホームページ等）
 - ④グループ構成表
 - ⑤ESCO契約に関する保証書、覚書

※公募によって書類の名称が一致しないため、内容が該当するものを提出すること

[添付24] 商業用ビル等の場合の証憑

A

B

C

D

自由書式

- ・ 店子が設備を使用する場合は、店子との契約書等の写しを提出してください。
- ・ 申請者が店子（A）であり、そのエネルギー管理単位の下に他のエネルギー使用者（B、C…）を含む場合は、店子（A）と他のエネルギー使用者（B、C…）との契約書等の写し及び建築物の所有者からの「添付23 設備設置承諾書」を提出してください。

導入予定設備を設置する建物、土地の所有者が申請者以外の場合は、その建物、土地の所有者の住所、名称、代表者名を記入し押印を得てください。

申請者が店子である場合等、申請者の所有ではない建物、土地等に設備を設置する場合、提出してください。

薄青 に塗りつぶされている箇所を入力し、出力してください。

設備設置承諾書

2021 年 月 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表理事 村上孝殿

承諾した年月日を入力してください。

建物の所有者情報(住所、名称、代表者名)を入力してください。

住 所

名 称

代表者名

○ 株
○ 式
社 会 社

承諾者にあわせて「当社」「私」を適宜選択してください。

当社は、先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金交付規程第9条、第24条及び第25条の規定により財産処分の制限を受け、一般社団法人環境共創イニシアチブの承認なしに財産処分できない設備が、下記のとおり設置されることを承諾します。

記

1. 建物の所在地および名称
- 1-1 申請総括表 事業実施場所の通り。
2. 設備の設置者
- 様式第1 交付申請書の申請者の通り。
3. 補助事業の名称
- 1-1 申請総括表 補助事業名の通り。
4. 設置される設備の概要
- 既存設備と導入設備の比較表、導入設備一覧、及びシステム概要図の通り。
5. 設備の処分制限期間
- 発注区分表の通り。

※ 申請者及び承諾者が本紙のコピーを保管すること。

実施計画書「1-1-3.事業実施に関連する事項」のいずれかで「有り」とした場合、その詳細を記入してください。

「実施計画書 1－1－3」で当てはまる場合に作成必要。該当しない場合は作成不要

事業実施に関連する事項

(1) 他の補助金との関係

※当該事業と直接あるいは間接に関係する他の補助金等を受けている又は受ける予定（申請中も含む）がある場合は、その補助金の内容を記載のこと。
※記載する補助金の内容については、国や民間・団体などに関わらず、具体的に交付元・工事内容・金額などを記載すること。（申請中でも必ず記載すること）

(2) 過去の補助金との関係

今回の工事が影響する範囲に、過去に国からの補助金（負担金、利子補給並びに補助金適正化法第2条第4項第1号に掲げる補助金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の交付を受けている場合には、当該事業との関係を記述すること。

※補助事業名、交付時期、対象範囲を記載のこと。

※必要であれば、別紙を添付すること。

(3) 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項

①本事業：事業実施にあたって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その所得状況及び見通しを記載のこと。

②申請者：申請者が国、自治体からすでに受けている許認可について全て記載のこと。

(4) その他事実上問題となる事項

※事実上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載のこと。

[添付27] 代替燃料確保の確証

A B

自由書式

代替燃料（廃タイヤ、木質ペレット、木質チップ、R D F、バイオマス、廃材等）を使用する場合は、処分制限期間燃料を確保できることが証明できる資料を添付してください。

[添付28] トップランナー機器の見積依頼仕様書（案）

A B

自由書式

実施計画書「1-1.申請総括表」のトップランナー機器導入予定で「該当」とした場合は、見積依頼仕様書案を添付（トップランナー機器導入を依頼する内容となっていること）してください。

※ (a)と(b)を導入し、事業全体で(B)として申請する場合、(a)であってもトップランナー機器に該当する設備には本添付を作成してください。

本紙洋書には、トップランナー機器のみ記入してください

トップランナー機器
見積依頼仕様書（案）

補助事業名：○○○○○○○○省エネルギー事業

工事件名：○○○○導入工事

以下仕様要件を満たす、見積をお願いいたします。
必ず、トップランナー基準を満たす機器をご提案ください。

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

会社名：○○○

代表者等名：○○ ○○

納期：令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

支払条件：検収翌月末までに現金払い

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1			台
2			台
3			台

[添付29] トップランナー機器の確証

A B

自由書式

実施計画書「1-1.申請総括表」のトップランナー機器導入予定で「該当」とした場合は、証憑（表示ラベル記載カタログ、基準値記載カタログ等）を添付してください。

※ (a)と(b)を導入し、事業全体で(B)として申請する場合、(a)であってもトップランナー機器に該当する設備には本添付を作成してください。

[添付30] 設備の製品カタログ

C

自由書式

別冊「交付申請の手引き (C)指定設備導入事業」の「2-2 製品カタログを入手、確認する」を参照し、販売事業者やメーカーから入手した製品カタログ(又はメーカー発行の仕様書)を提出してください。

[添付31] 年度またぎ事業となる事由及びその確証**A****B****C****D****自由書式**

2021年度、2022年度の2か年にまたがる事業であり、2022年の2月～4月において事業を実施せざるを得ない外的要因または特段の事由を具体的に記載し、その確証を添付してください。
詳細は公募要領P.57以降を参照してください。

【年度またぎ事業の例】

➤ 例 1

「A 社工場は、5 月～翌年 2 月までは繁忙期であり、本期間内に生産を停止した場合、取引先に多大な影響を与えるため、生産を停止することができない。このため法定点検は 3 月～4 月に予定している。取引先との契約及び法定点検時期を踏まえると、工場の稼働を停止した 3 月～4 月のタイミングで省エネ投資をする必要があり、年度またぎ期間に設備更新の工事を実施する。」

➤ 例 2

「B 社工場は供給先との契約上、従来より指定された期間は稼働し続けることが定められている。本設備更新工事は、工場の稼働停止が必須条件であるため、供給先との契約上で稼働停止が可能である年度またぎ期間に補助対象となる工事を実施せざるを得ない状況である。」

➤ 例 3

「C 社プラントはコンビナートの一部に設置されており、周辺地域工場の法定検査に合わせて 3 月～4 月のみ停止することができる。そのため、本事業で実施する工事のうち、補助対象となる既存配管の改造工事については、プラントを停止する年度またぎ期間に実施せざるを得ない。」

[添付32] 原単位改善計画**A****B****自由書式**

原単位改善の計画を記載してください。

※ 事業後の年度毎の計画生産量や計画省エネルギー量等を図等を用いて記載すること



エネルギー消費原単位改善率の申請の場合は、必ず事前にSIIへご相談ください。

[添付33] 連携省エネルギー計画認定申請書の写し

A B

自由書式

連携事業で申請する場合、原則、連携省エネルギー計画認定申請書一式の写しを提出してください。
これから申請を行う事業者は、連携省エネルギー計画認定申請書(案)を提出し、追って申請した一式の写しを提出してください。

様式第 13（第 47 条関係）

認定申請書

※受理年月日	
※処理年月日	

sample

連携省エネルギー計画認定申請書

殿

年 月 日

(代表申請者)

住所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

(共同申請者)

住所

法人名

法人番号

代表者の役職名

代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化等に関する法律第 4 6 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

【連携省エネルギー計画認定申請に関するお問い合わせ先】

経済産業省 資源エネルギー庁 省エネルギー課

TEL: 03-3501-9726（平日9:30-12:00, 13:00-17:00）

第4章 その他の事項について

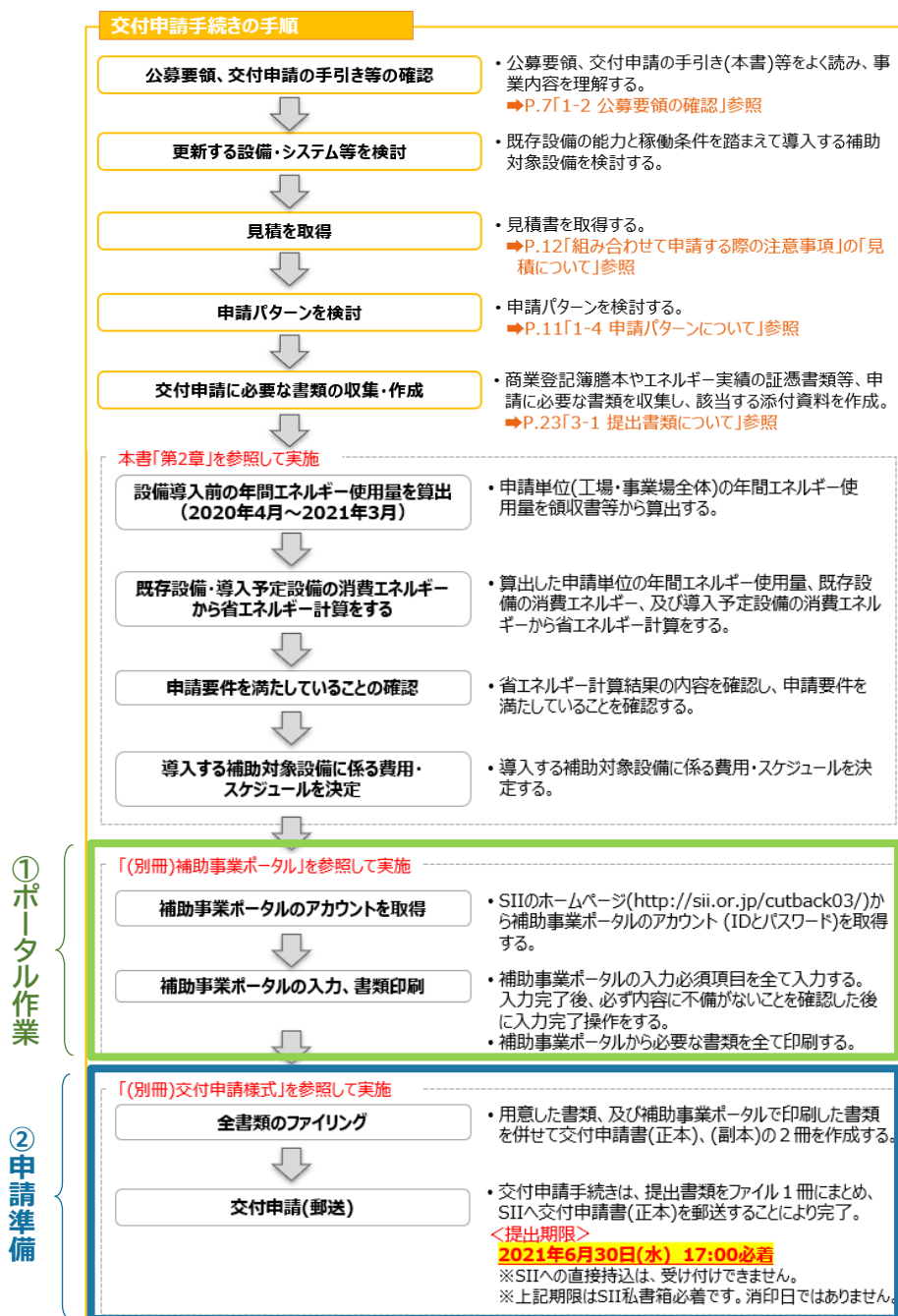


4-1 交付申請までの残手順

第3章までの説明で、P.5～P.6で示した手順(下図参照)の「導入する補助対象設備に係る費用・スケジュールを決定」までが終わりました。

下図   で囲った残る手順は、以下に示す別途公開の手引きを参照して、実施してください。

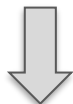
● 交付申請手続きの流れ(P.5～P.6より)



＜①ポータル作業＞ ➡「(別冊)補助事業ポータル」 参照

※ポータル入力時の細かな注意事項、及び画面イメージの詳細について、説明しています。

補助事業ポータルのアカウントを取得



補助事業ポータルの入力、書類印刷

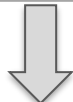
- SIIのホームページ(<http://sii.or.jp/cutback03/>)から補助事業ポータルのアカウント (IDとパスワード)を取得する。
- 補助事業ポータルの入力必須項目を全て入力する。
入力完了後、必ず内容に不備がないことを確認した後に入力完了操作をする。
- 補助事業ポータルから必要な書類を全て印刷する。

＜②申請準備＞ ➡「(別冊)交付申請様式」 参照

※ポータル出力書類の例、及び確認する際の注意点について、説明しています。

※確認の結果誤りがあった場合は、紙面上の修正ではなく、必ずポータルを修正してください。

全書類のファイリング



交付申請(郵送)

- 用意した書類、及び補助事業ポータルで印刷した書類を併せて交付申請書(正本)、(副本)の2冊を作成する。
- 交付申請手続きは、提出書類をファイル1冊にまとめ、SIIへ交付申請書(正本)を郵送することにより完了。
＜提出期限＞
2021年6月30日(水) 17:00必着
※SIIへの直接持込は、受け付けできません。
※上記期限はSII私書箱必着です。消印日ではありません。

4-2 着工前写真の撮影について ※交付決定前に設備を撤去する場合

交付決定前に既存設備の事前撤去を行いたい場合は、置き換える既存設備が示せる写真及び図面を準備しておく必要があります。撮影した写真は、交付決定後にSIIに提出します。

※ **撤去工事以外の着工は、必ず交付決定日以降に実施してください。**

着工前写真撮影にあたっての注意事項

- 公募開始前の撤去ではないことを示す証憑として、申請書番号（BAA210-01-●●）をA3用紙等に印刷したものを、既存設備と共に撮影してください。
※ 「申請書番号」とは、補助事業ポータルに申請内容を入力した際、「一時保存」もしくは「確認」を行うと申請内容の最上段に表示される「BAA210-01-●●」から始まる英数字です。
- 設備が設置してあることが分かるように、既存設備の全体を撮影してください。その際、1枚の写真に複数設備をまとめて撮影しても構いません。
- 写真は撮影位置を判別するための目印となるような周囲の建築物、柱、設備等（事業前後の比較にも使用できるように、工事で変化しないものが望ましい）を1枚の写真の中に写しこむようにしてください。
- 着工前写真のまとめ方例を参照し、写真に写した既存設備と旧設備図面の整合を取ってください。
 - ✓ 旧設備図面の全体像（複数枚可）がわかるように撮影されていること。
 - ✓ 階(フロア)ごと、部屋ごと、設置場所ごと等に撮影されていること。
 - ✓ どこから撮影したかが図面内で示されていること。
- 機器型番・製造番号等の銘板のあるものは、銘板単体でも撮影してください。
※ 銘板写真には申請書番号を写しこむ必要はありません。
※ 銘板がなく、設備に機器型番が刻印されている場合は刻印部分も撮影すること。
- 既存設備の撤去後は撮影できなくなるため、必要な写真の撮り残しをしないようにしてください。
- 申請書番号や銘板の文字等が見えるよう、写真の撮り方や解像度等を工夫し、第三者が文字等を識別できる写真にしてください。
※ 見えない、読めない等の不明確な部分は、補助対象外となることがあるので留意してください。

撮影した写真のまとめ方

撮影した写真は、着工前写真のまとめ方例を参考に旧設備図面（撮影位置・方向を記載し、撮影したものが特定できるよう番号等を付与）と共に、A4ファイルに綴じてください。

- ※ 印刷または貼り付けた写真および説明文が綴じ代にかかり見えなくならないようにご注意ください。
まとめたA4ファイルは、交付決定後、SIIに提出していただきます。

着工前写真のまとめ方例

A4用紙1枚当たり写真2～4枚を印刷、又は貼り付けし、写真横に撮影した写真の説明文を付けてください。
撮影したものが特定できるように旧設備図面（平面図など）に番号、記号等を付与し添付してください。
※旧設備図面については「○-2-8.旧設備の撤去範囲」を使用しても構いません。

全体写真

写真①

設置場所の目印となるものを入れる

申請書番号

写真①

- 冷蔵庫 No. 1、No. 2
- 設置予定位置
- 撤去予定既存冷蔵庫
- 図面番号 123-456

設置予定場所を油性ペン等でわかりやすく示すこと
(PCで図形を上書きしても良い)

撤去対象の旧設備も撮影
(新設の場合や更新設備の設置場所が違う場合は、その設置予定場所も撮影すること)

写真②

申請書番号

写真②

- 空調室内機 No. 3、No.4
- 設置予定位置
- 撤去予定既存空調室内機
- 図面番号 123-456

申請書番号[BAA210-01-●●]をA3用紙等に印刷したものを、設置予定場所と共に撮影すること
(PC編集による番号の記載は認めない)
文字が見えるよう、撮り方を工夫すること

銘板写真

※銘板写真イメージ

機械の種類	冷蔵庫
型 番	ABCDEFGH
製 造 番 号	ABC-52749
製 造 年 月	平成28年01月

機械の種類	冷蔵庫
型 番	ABCDEFGH
製 造 番 号	ABC-29186
製 造 年 月	平成28年01月

機械の種類	室内機
型 番	XYZ00
製 造 番 号	XYZ-12345
製 造 年 月	平成28年01月

※鮮明に撮影すること。文字が読み取れない場合、再提出を求める場合がある

旧設備図面

図面番号 123-456

No. 1

No. 2

写真①

写真②

No. 3

No. 4

撮影した設備の写真と図面を一致・対応させること

※図面はイメージです

4-3 見積依頼・競争入札 ※交付決定前に三者見積りを取得する場合

3者以上の見積依頼・競争入札については、公募要領公開日(2021年5月26日)以降から交付決定前の実施も有効としますが、特に以下の点に留意し見積依頼・競争入札を実施してください。
(採択後の確定検査時には、以下に含まれる資料が必要になるため留意してください。)

原則として補助対象外となる事例

- 交付決定前及び計画変更等でSIIの承認前の発注、納品、工事を行った場合。
- 3者見積り・競争入札において公平な競争がなされていない場合。
 - ※ 競争入札が止むを得ず困難となる場合は、特命発注となる合理的な説明資料が必要となる。
 - ・ 特定メーカー又は機種を指定しての見積依頼・競争入札等がされている場合。(仕様指定により結果的にメーカーや機種が限定されてしまう場合を含む。) ※ただし、(a)先進設備・システムは除く。
 - ・ 見積りを実施する3者のうちいずれか同士が、関係会社や関連会社等の関係にある場合。
 - ・ 3者見積りに参加したB社が発注先A社の下請けとなる場合、等。
- 支払方法が金融機関を通じた振込でない場合。(手形、小切手、割賦、現金手渡し、クレジットカード払い等)

見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書の作成

見積依頼先選定理由書・発注先選定理由書は採択後に必要になるので作成準備をしておいてください。
(P.61以降の見積書参考資料)

見積依頼書、見積依頼仕様書の作成

見積依頼書は、原則、社規定の書式を使用し作成してください。(P.61以降の見積書参考資料)
見積依頼書には、必要に応じ仕様書、図面、見積要領等を添付し、見積依頼先が見積りを行うのに必要な対象設備の情報は、漏れなく記載してください。それらの添付書類は実績報告時の確定検査資料の一部として提出することになります。また、現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等も提出していただきます。

【留意観点】

- ✓ 複数のメーカーが提供している機能であるか。
- ✓ 見積依頼仕様書は実施計画書をベースに作成されており、見積機器選定に必要な条件が記載されているか。
- ✓ (B)オーダーメイド型事業において、トップランナー機器を導入する場合は、別途、添付28トップランナー機器の見積依頼仕様書(案)を添付のこと。
- ✓ 原則、支払条件が現金払いとなっていること。

見積書、見積仕様書

見積書、見積仕様書は、原則、社規定の書式を使用し作成してください。(P.61以降の見積書参考資料)
3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認を行い、差がある場合は、揃うまで繰り返し見積り取得を行ってください。また、業者の見積辞退等があった場合、他の業者を選定し見積り取得を行ってください。

【留意観点】

- ✓ 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
- ✓ 見積金額が妥当であるか。
- ✓ 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
- ✓ 納期、支払い条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
- ✓ 複数のメーカーを取り扱う業者の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
- ✓ 見積仕様書は、選定した機器が兼用設備および将来用設備、予備設備等とならないことが確認できるものであるか。(不明な場合は、補助対象外となる場合があります。)

見積依頼先選定理由書 サンプル

見積依頼先選定理由書

1. ○○株式会社

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

工事業認可等を取得している場合は工事業許可番号を記載すること

2. △△鉄工所

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

3. □□株式会社

①業務内容

②技術力、保守体制、工事業認可

③対象設備に関する設置・販売実績

④その他

- 見積依頼先として業務遂行能力があり、かつ競争関係にある会社を3者以上選んでください。
《以下のような見積依頼先の選定は避けること》
 - ・ 見積依頼先から直接または間接的に推薦・紹介のあった会社。
 - ・ 見積依頼先同士がメーカーとその販売店或いは、仕入れ先等である場合。
 - ・ 見積依頼先に同一資本関係にある法人（関係会社等）が含まれる場合は、必ず同一資本関係にない法人2者以上から見積書を取得すること。
- 選定した見積依頼先について、選定理由の詳細を記載してください。
 - ・ 項目に分けて記載することが望ましい。（少なくとも上記①～④の項目は含むこと）
 - ・ 記載内容は、裏付けがある事実のみに限る。
- ②は本事業に対応する能力があることを示してください。

見積書参考資料

見積依頼書 サンプル

見積依頼書番号：〇〇〇〇〇
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社
〇〇 〇〇殿

発行日が公募要領の公開日(2021年5月26日)より前の日付は無効

◆◆◆株式会社
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町
〇丁目〇番〇号

印

見積依頼書

下記の通りお見積をお願いいたします。

工事件名：ガスタービン設置工事
仕様書は別添参照

納期：〇〇〇〇年〇月〇〇日

御支払条件：検収翌月末までに現金払い

見積有効期限：見積後〇〇日

工事件名はすべての書類で統一させること
納期、支払条件は、3者見積りを行った業者全て
で同じ条件とすること

お見積書を〇〇〇〇年〇月〇日までにご送付くださいますよう宜しくお願いいたします。

- 見積依頼書の中に必ず次の5点を記載してください。
 - ① 工事件名
 - ② 納期(年月日)
 - ※ 納期については初旬、中旬等と表記せず日付を明記すること。
 - ③ 支払条件
 - ※ 実際の支払条件を記載すること。
 - ※ 3者見積り後の支払い条件の変更は原則不可とする。
 - ④ 見積有効期限
 - ⑤ 見積提出期限
- 見積依頼書には、必要に応じ仕様書・図面・見積要領等を添付し、添付書類の全てを保管しておき、確定検査時に提出してください。
- 現地説明会等を行った場合には、その際配布した資料、口頭説明の内容を記載した議事録等も確定検査時に提出してください。

見積依頼仕様書 サンプル

見積依頼仕様書

補助事業名 : _____

件名 : _____

以下仕様要件を満たす、見積をお願いいたします。

年 月 日

法人名 :

代表者等名 : 印

納期 :

支払条件 :

No.	主要設備等の名称	要求仕様	数量
1			台
2			台
3			台
4			台
5			台
6			台
7			台
8			台
9			台
10			台

- 見積依頼仕様書は、実施計画書本文の内容をベースに作成されていて、見積機器選定に必要な条件が記載されているか確認してください。
 - 見積依頼先が見積りを行うのに必要な対象設備の情報は漏れなく記載してください。（配置図面等も添付）
 - 見積書は補助対象と補助対象外に区分し、それぞれ設計費、設備費、工事費に分けて作成するよう指定(明記)してください。
 - メーカー、型番の指定（結果として指定されるような仕様上の数値指定、または、既存設備との互換性、連続性等の条件指定）はできません。※(a)先進設備・システムは除く。
 - 仕様上の数値は、特命発注等にならないように、必要に応じて「以上」「以下」「範囲(a～b、±○%)」等と記載してください。その際、計画省エネ量を下回らないように注意してください。
 - 補助対象外となる撤去費用も原則含めてください。見積書に撤去費用が無い場合（別発注で行われた場合）、補助対象内に含まれていない事を証明する証憑を求める場合があります。
※ 共通仮設費、現場管理費、諸経費等、補助対象内外に共通する費用も補助対象と補助対象外に分けて見積るように指定してください。
 - (D)エネマネ事業の場合、申請時に選定したSIIに登録されているEMSであること。
 - (B)オーダーメイド型事業において、トップランナー機器導入の場合は、申請書の「トップランナー機器」の見積依頼仕様書(案)の内容を反映してください。

見積書 サンプル

御見積書

見積り番号：14-2320

年 月 日

〇〇株式会社
営業部〇〇課

印

◆◆◆株式会社 御中

(工事件名) ガスタービン設置工事

御見積金額(税抜) ¥317,000,000
消費税 ¥31,700,000
御見積金額合計 ¥348,700,000

納期 : 〇〇〇〇年〇月〇〇日
受渡条件 : 据付調整渡し
御支払条件 : 検収翌月末までに現金払い
見積有効期限 : 見積後〇〇日

	数量	単位	単価	金額
I 補助対象				
1. 設計費				
(1) 基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000
(2) 配置設計費	56	人日	80,000	4,480,000
(3) 諸経費	1	式		00
(4) 出精値引				00
(小計) ①				00
2. 設備費				
(1) ガスタービンユニット	1	式		208,000,000
(2) ガス圧縮機	1	式		22,000,000
(3) ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000
(4) 諸経費 (図面作成費、保険費)	1	式		7,200,000
(5) 出精値引				-5,800,000
(小計) ②				263,400,000
3. 工事費				
(1) 据付工事費	1	式		3,000,000
(2) 配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000
(3) 配管資材費	1	式		3,500,000
(4) 電気・計装工事費	1	式		14,400,000
(5) 試運転調整費	1	式		4,600,000
(6) 諸経費 (現場管理費、保険費)	1	式		9,200,000
(7) 出精値引				-850,000
(小計) ③				36,730,000
合 計 (①+②+③)				309,630,000
II 補助対象外				
1. 設計費				0
2. 設備費				0
3. 工事費				
(1) 撤去工事費	1	式		7,500,000
(2) 諸経費	1	式		1,000,000
(3) 出精値引				-130,000
合 計				7,370,000
総 計				317,000,000

設備費や工事費を一式
で計上する場合は、明細
見積書を示すこと

- 依頼時の指定が守られているか確認してください。
 - ✓ 以下①～④の記載があり、間違いはないか。
 - ①工事件名、②納期(年月日)、③支払条件、④見積有効期限
 - ※ 要求した納期を満たしているか。
 - ※ 見積有効期限内の発注が実行可能であるか等も確認すること。
 - ✓ 出精値引がある場合、各費用項目に配分されているか。
 - ✓ 補助対象、補助対象外を区分しているか。
 - ✓ 補助対象、補助対象外それぞれを設計費、設備費、工事費に区分しているか。(区分ごとに小計までを記載することが望ましい)
 - ✓ 複数年度事業の場合、年度ごとの設計費、設備費、工事費の金額がわかるようにすること。
- 確定検査資料全般の様式の作成負担を軽減するために、上記の記載方法(特に内訳)を採用するよう業者に依頼してください。
- 撤去及び設置に共通する足場、高所作業車、安全対策費等の工事費用は、補助対象及び補助対象外に分けて見積りしてください。

見積仕様書

- 3者以上から入手した見積書、見積仕様書について記載内容に差がないか確認してください。差がある場合は、揃うまで再見積りを行ってください。
- 見積依頼先の見積り辞退等があった場合、もしくは見積依頼仕様を満たしていない場合等は、他の会社で見積りを行い、3者以上の見積書を揃えてください。
- 仕様書（見積書）確認時の注意事項»
 - ✓ 見積依頼先が選定した機器のメーカー、型番が明記されているか。
 - ✓ 選定した機器の能力は仕様を満たしているか。
 - ✓ 補助対象とする機器に将来用設備、予備機等含まれていないか。
 - ✓ 依頼に対し、必要な設備、材料、工数等が正確に計上されているか。
 - ✓ 見積金額が妥当であるか。
 - ✓ 使用条件、設置環境条件、技術的条件等から、選定された機器の仕様が妥当であるか。
 - ✓ 納期、支払条件等契約上必要な要件が明確にされているか。
 - ✓ 複数のメーカーを取り扱う見積依頼先の場合、要件を満たす最も安価なメーカーで見積っているか。
 - ✓ 見積仕様書は、選定した機器が兼用設備とならないことが確認できるものであるか。
(不明な場合は、補助対象外となる場合がある)

見積依頼先選定理由書（仕様比較） サンプル

最新の様式は採択者への事務取扱説明会資料で公開予定です

発注先選定理由書（仕様比較）

全ての項目が3者とも仕様を満たしていること

工事件名：ガスタービン設置工事

	仕様					評価
	申請書	見積依頼仕様書	見積書			
			〇〇株式会社	株式会社△△鉄工所	□□株式会社	
1. A			主要設備メーカー名 主要設備型番	主要設備メーカー名 主要設備型番	主要設備メーカー名 主要設備型番	
(1) a	〇〇kW	◇◇ ～〇〇kW	△△kW	△△kW	△△kW	3者とも仕様を満たす
(2) b	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	〇〇MJ	3者とも仕様を満たす
(3) c						3者とも仕様を満たす
2. B	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	〇〇m3/h	3者とも仕様を満たす
3. C	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	△〇〇℃	3者とも仕様を満たす
4. D	—	〇〇m	〇〇m	〇〇m	〇〇m	3者とも仕様を満たす
納期	—	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	〇月〇日	3者とも仕様を満たす
支払い条件	—	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	検収翌月末までに 現金払	3者とも仕様を満たす
その他						

3者とも実施計画書、見積依頼仕様書の仕様を満たしている。よって、金額により発注先を決める。

削除不可

- ✓ 見積依頼仕様書の値と合致（一致）していること。
- ✓ 数値の場合は必要に応じて、特命発注等にならないように『以上』『以下』『範囲（a～b、±〇%）』などと表示する。また、機器の性能とその前提となる条件をわかりやすくすること。※（a）先進設備・システムは除く
- ✓ 3者共に同じメーカー・型番である場合は、別紙「経緯説明」（自由書式）を添付すること。

- 仕様比較では、比較対象となる全ての見積依頼先の見積が依頼書の仕様を満たすことが必要です。
 - ✓ 省エネルギー実現に必須の項目は見積依頼仕様書段階から漏れなく比較すること。
 - ✓ 各社の選定機器の仕様に極端な差がある場合は、理由を明確にし、必要に応じて再見積り等の是正措置を行うこと。
 - ✓ トップランナー機器がある場合は基準をみたしているか確認すること。

発注先選定理由書（見積価格比較） サンプル

最新の様式は採択者への事務取扱説明会資料で公開予定です

発注先選定理由書（見積価格比較）

工事件名：ガスタービン設置工事

(円)

		〇〇株式会社				株式会社△△鉄工所				□□株式会社			
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額
補助対象	1. 設計費												
	(1)基本システム設計費	64	人日	80,000	5,120,000	70	人日	50,000	3,500,000	56	人日	50,000	2,800,000
	(2)配置設計費	56	人日	80,000	4,480,000	100	人日	20,000	2,000,000	60	人日	50,000	3,000,000
	(3)諸経費	1	式		100,000	1	式		200,000	1	式		150,000
	(4)出精値引				-200,000				-110,000				-160,000
	(小計) ①				9,500,000				5,590,000				5,790,000
	2. 設備費												
	(1)ガスタービンユニット	1	式		208,000,000	1	式		228,000,000	1	式		256,000,000
	(2)ガス圧縮機	1	式		22,000,000	1	式		26,000,000	1	式		20,000,000
	(3)ガスタービン発電盤	1	式		32,000,000	1	式		40,000,000	1	式		35,000,000
	(4)諸経費	1	式		7,200,000	1	式		5,000,000	1	式		2,000,000
	(5)出精値引				-5,800,000				-4,600,000				-6,800,000
	(小計) ②				263,400,000				294,400,000				306,200,000
	3. 工事費												
	(1)据付工事費	1	式		3,000,000	1	式		250,000	1	式		750,000
	(2)配管工事費	48	人日	60,000	2,880,000	150	人日	40,000	6,000,000	55	人日	60,000	3,300,000
	(3)配管資材費	1	式		3,500,000	1	式		3,200,000	1	式		4,200,000
	(4)電気・計装工事費	1	式		14,400,000	1	式		16,000,000	1	式		20,000,000
	(5)試運転調整費								3,840,000	1	式		4,000,000
	(6)諸経費								15,000,000	1	式		11,000,000
	(7)出精値引								-720,000				-960,000
	(小計) ③				36,730,000				43,570,000				42,290,000
	合 計 (①+②+③)				309,630,000				343,560,000				354,280,000
補助対象外	1. 設計費				0				0				0
	(小計) ①'				0				0				0
	2. 設備費				0				0				0
	(小計) ②'				0				0				0
	3. 工事費												
	(1)撤去工事費	1	式		7,200,000	1	式		5,000,000	1	式		6,000,000
	(2)諸経費	1	式		300,000	1	式		500,000	1	式		200,000
	(3)出精値引				-130,000				-70,000				-80,000
	(小計) ③'				7,370,000				5,430,000				6,120,000
	合 計 (①'+②'+③')				7,370,000				5,430,000				6,120,000
総 計					317,000,000				348,990,000				360,400,000

補助対象経費が最も安価な〇〇株式会社を選定する。

◆ 価格比較は、補助対象経費のみで行ってください。

なお、確定検査において補助対象としての妥当性の評価を行い、以下例の様に稼働までに必要不可欠、かつ最小限のコストとみなされない部分については原則、補助対象外となります。

- ・ 予備品、一般工具、官公庁届出費用、自社から調達した場合の利益相当分
- ・ 常用でない予備設備、保守設備、将来の拡張用設備等
- ・ 本事業の専用でないもの
- ・ 補助対象外となる部分を含む設備等で、除外すべき範囲または金額が明確にならない設備等全て

◆ 同一の区分で各社の見積りを比較してください。

※ 依頼段階で記載すべき項目を明確化しておくこと。

◆ 自社から調達する場合は、利益相当分を上記の補助対象経費の各費目から控除される場合があるのでSIIへ相談してください。

◆ 各社の見積価格に極端な差がある場合は、理由を明確にし、仕様差があった場合等は必要に応じ再見積り等の是正措置を行ってください。

◆ 複数年度事業の場合は、単年度でなく全年度分合計の補助対象経費で比較してください。

利益等排除について

自社製品を調達した場合は、利益排除の対象となります。
※詳細の内容について、公募要領P.25を参照してください。

以下は、公募要領の抜粋です。

➤ 自社調達を行う場合の扱い（利益等排除の考え方）

補助対象経費の中に申請者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、補助対象経費の実績額の中に申請者自身の利益が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられる。このため、申請者自身から調達等を行う場合は、原価（当該調達品の製造原価など）をもって補助対象経費に計上する。

お問い合わせ・相談・連絡窓口

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金

補助金申請に関するお問い合わせ窓口

(A)先進事業

TEL : 03-5565-3840

(B)オーダーメイド型事業/(D)エネマネ事業

TEL : 03-5565-4463

(C)指定設備導入事業

TEL : 0570-055-122 (ナビダイヤル)

042-303-4185 (IP電話からのご連絡)

受付時間 : 平日の10:00~12:00、13:00~17:00

(土曜、日曜、祝日を除く)

通話料がかかりますのでご注意ください。



SIIホームページURL
事業ページURL

<https://sii.or.jp/>

<https://sii.or.jp/cutback03/>

事業ページQRコード